

官報

号外

平成十九年十一月二日

○第百六十八回 衆議院會議録 第八号

平成十九年十一月二日(金曜日)

議事日程 第七号

平成十九年十一月二日

午後一時開議

- 第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 日程第二 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第一とともに、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を追加して、両件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第一、気象業務法の一部を改正する法律案、ただいま日程に追加されました特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長竹本直一君。

気象業務法の一部を改正する法律案及び同報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(竹本直一君登壇)

○竹本直一君 ただいま議題となりました両件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、気象業務法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、気象庁は、地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないこと、

第二に、気象庁以外の者が地震動または火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長の許可を受けなければならないこと、

第三に、気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないこと等であります。

本案は、十月二十四日に本委員会に付託され、同日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件について申し上げます。

本件は、平成十八年十月十四日より六カ月間の期間を定め、北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成十九年十月九日、入港禁止の期間を平成二十年四月十三日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、十月三十日に本委員会に付託され、三十一日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決いたしました結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第二及び第三とともに、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を追加して、三件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第二 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

日程第三 電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第二、消費生活用製品

安全法の一部を改正する法律案、日程第三、電気用品安全法の一部を改正する法律案、たゞいま日程に追加されました外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び同報告書

電気用品安全法の一部を改正する法律案及び同報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東順治君登壇〕

○東順治君 たゞいま議題となりました三案件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び電気用品安全法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案につきましては、製品の経年劣化による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生

活用製品について、製造事業者または輸入事業者に対し、点検を行うべき期間等を製品に表示することや、消費者にその期間の到来を通知し、依頼を受けた場合には点検を実施すること等を義務づけるとともに、点検その他の保守の実施に必要な体制を整備しなければならないものとする等の措置を講じようとするものであります。

次に、電気用品安全法の一部を改正する法律案につきましては、蓄電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講じようとするものであります。

両法律案につきましては、去る十月二十四日本委員会に付託され、同月二十六日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、一昨日質疑終了後、採決を行った結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

次に、たゞいま議事日程に追加されました承認を求めるの件につきまして御報告申し上げます。

昨年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を初めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして、外国為替及び外国貿易法第十条第一項に基づき、昨年十月十四日から実施されている北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置について、本年十月九日の閣議に

において、これを継続することが決定されました。
本件は、十月十四日以降も継続して当該措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。
本件につきましては、去る十月三十日本委員会に付託され、十月三十一日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行った後、討論、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。
まず、日程第二及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

厚生労働委員長提出、身体障害者補助大法の一部を改正する法律案及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

身体障害者補助大法の一部を改正する法律案

(厚生労働委員長提出)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住

帰国後の自立の支援に関する法律の一部を

改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 身体障害者補助大法の一部を改正する法律案、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長 茂木敏充君。

身体障害者補助大法の一部を改正する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔茂木敏充君登壇〕

○茂木敏充君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、身体障害者補助大法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、補助犬の利用のさらなる円滑化を図り、その受け入れ範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は、

第一に、障害者を雇用する者は、その事業所等において補助犬を使用することを拒んではならないものとする、

第二に、補助犬の同伴等に関して、都道府県知事が苦情を受け付け、必要な助言、指導を行うものとする、

等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

次に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、終戦前後の混乱の中で中国等に残留することを余儀なくされ、筆舌に尽くしがたい御苦労を重ねられた上、日本に帰国した後も言葉の壁や生活習慣の違いにより日常生活にも困窮され、

老後の不安を抱えておられる中国残留邦人等の方々の事情にかんがみ、特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国が一時金の支給をし、帰国前及びそれ以後の期間に係る国民年金の保険料を一時金から本人にかわって追納し、満額の老齢基礎年金等を受給できるようにすること、

第二に、年金の受給等を補完する措置として、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に、支援給付を行うこと等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

困難な状況にある方々、弱い立場の人たちの問題解決に向けて、これら議員立法の二法案が与野党の壁を超えて全会一致をもって可決されたことは、小さな法改正に見えても、希望と安心の国づくりへの大きな一歩であると確信をいたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、両案とも可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、温泉法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 温泉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小島敏男君。

温泉法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小島敏男君登壇〕

○小島敏男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本年六月に東京都渋谷区内の温泉施設において爆発事故があり、これを契機として、温泉における災害の防止のための安全対策が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、本案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十月二十四日本委員会に付託され、二十六日鴨下環境大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日に質疑を終局いたしました。かくして、本日採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 舩添 要一君
経済産業大臣 甘利 明君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君
環境 大臣 鴨下 一郎君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十月二十六日、内閣から次の報告書を受領した。
犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成十八年度犯罪被害者等施策」に関する報告

一、去る十月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成十八年度食育推進施策」に関する報告

(理事補欠選任)

一、去る十月二十三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

財務金融委員会

理事 奥野 信亮君(理事山本明彦君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 大野 功統君(理事宮下一郎君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 田中 和徳君(理事竹本直一君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 野田 聖子君(理事井上信治君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 石井 啓一君(理事石井啓一君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 後藤田正純君(理事林田彰君去る十月二十三日理事辞任につきその補欠)

理事 中川 正春君(理事池田元久君去る十月二十三日理事辞任につきその補欠)

理事 松野 頼久君(理事古本伸一郎君去る十月二十三日理事辞任につきその補欠)

理事 太田 昭宏君(理事遠藤乙彦君去る七月三日委員辞任につきその補欠)

理事 武部 勤君(理事石原伸晃君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 安住 淳君(理事平野博文君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

一、去る十月二十六日、国家基本政策委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 菅 義偉君(理事村田吉隆君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 萩山 教厳君(理事小坂憲次君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 鳩山由紀夫君(理事川端達夫君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

原田 憲治君 補欠 大塚 高司君

小沢 鋭仁君 補欠 小宮山泰子君

大口 善徳君 補欠 谷口 和史君

大塚 高司君 補欠 原田 憲治君

小宮山泰子君 補欠 小沢 鋭仁君

谷口 和史君 補欠 大口 善徳君

議院運営委員

佐々木憲昭君 補欠 穀田 恵二君

穀田 恵二君 補欠 佐々木憲昭君

懲罰委員

安倍 晋三君 補欠 石崎 岳君

古賀 誠君 補欠 葉梨 康弘君

森 喜朗君 補欠 谷畑 孝君

石崎 岳君 安倍 晋三君
谷畑 孝君 森 喜朗君
葉梨 康弘君 古賀 誠君
一、去る十月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

近江屋信広君 中森ふくよ君
棚橋 泰文君 杉田 元司君
杉田 元司君 棚橋 泰文君
中森ふくよ君 近江屋信広君

財務金融委員

辞任

補欠

越智 隆雄君 大塚 拓君
階 猛君 福田 昭夫君
大塚 拓君 越智 隆雄君
福田 昭夫君 階 猛君

文部科学委員

辞任

補欠

近藤 基彦君 盛山 正仁君
藤田 幹雄君 土屋 正忠君
土屋 正忠君 藤田 幹雄君
盛山 正仁君 近藤 基彦君

厚生労働委員

辞任

補欠

新井 悦二君 土井 亨君
井上 信治君 鈴木 馨祐君
松浪 健太君 鍵田忠兵衛君
岡本 充功君 小川 淳也君
柚木 道義君 菅 直人君
鈴木 馨祐君 蘭浦健太郎君

農林水産委員

辞任

補欠

今津 寛君 西銘恒三郎君
小里 泰弘君 藤井 勇治君
小野 次郎君 安井潤一郎君
近江屋信広君 土屋 正忠君
高井 美穂君 小川 淳也君
土屋 正忠君 近江屋信広君
西銘恒三郎君 今津 寛君
藤井 勇治君 小里 泰弘君
安井潤一郎君 小野 次郎君
土屋 正忠君 高井 美穂君

経済産業委員

辞任

補欠

江崎洋一郎君 坂本 哲志君
清水清一郎君 矢野 隆司君
牧原 秀樹君 阿部 俊子君
吉田六左門君 吉田 泉君
牧 義夫君 矢野 隆司君
矢野 隆司君 坂本 哲志君
坂本 哲志君 江崎洋一郎君
清水清一郎君 牧原 秀樹君
阿部 俊子君 吉田六左門君
吉田 泉君 牧 義夫君

国土交通委員

辞任

補欠

逢坂 誠二君 園田 康博君
鷺尾英一郎君 北神 圭朗君
漆原 良夫君 齊藤 鉄夫君
龜井 静香君 糸川 正晃君
北神 圭朗君 小川 淳也君
小川 淳也君 鷺尾英一郎君
園田 康博君 逢坂 誠二君
齊藤 鉄夫君 漆原 良夫君
糸川 正晃君 龜井 静香君

内閣委員

辞任

補欠

大塚 拓君 赤池 誠章君
河本 三郎君 永岡 桂子君
高市 早苗君 山本 拓君
中森ふくよ君 近江屋信広君
赤池 誠章君 大塚 拓君
永岡 桂子君 山本 拓君
近江屋信広君 中森ふくよ君
大塚 拓君 赤池 誠章君
永岡 桂子君 山本 拓君

外務委員

辞任

補欠

猪口 邦子君 杉田 元司君
御法川信英君 高市 早苗君
長島 忠美君 大塚 拓君
御法川信英君 高市 早苗君
猪口 邦子君 杉田 元司君

経済産業委員

辞任

補欠

丹羽 秀樹君 西本 勝子君
北神 圭朗君 石川 知裕君
西本 勝子君 丹羽 秀樹君
石川 知裕君 北神 圭朗君

環境委員

辞任

補欠

木挽 司君 北村 茂男君
とかしきなおみ君 原田 憲治君
田島 一成君 田村 謙治君
村井 宗明君 岡本 充功君
高木美智代君 谷口 和史君
北村 茂男君 木挽 司君
原田 憲治君 田村 謙治君
田島 一成君 村井 宗明君
高木美智代君 谷口 和史君

国家基本政策委員

辞任

補欠

谷垣 禎一君 谷畑 孝君
高木 義明君 鷺尾英一郎君
平野 博文君 市村浩一郎君
谷畑 孝君 市村浩一郎君
鷺尾英一郎君 高木 義明君

官 報 (号 外)

一、去る十月三十日、議長において、次のとおり
常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

総務委員

辞任

補欠

井澤 京子君

永岡 桂子君

橋本 岳君

若宮 健嗣君

逢坂 誠二君

北神 圭朗君

田嶋 要君

郡 和子君

森本 哲生君

松野 頼久君

永岡 桂子君

大塚 高司君

大塚 高司君

井澤 京子君

若宮 健嗣君

橋本 岳君

北神 圭朗君

逢坂 誠二君

郡 和子君

田嶋 要君

松野 頼久君

森本 哲生君

環境委員

辞任

補欠

上野賢一郎君

富岡 勉君

渡部 篤君

広津 素子君

富岡 勉君

牧原 秀樹君

広津 素子君

西本 勝子君

西本 勝子君

渡部 篤君

牧原 秀樹君

上野賢一郎君

一、去る十月三十一日、議長において、次のと
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

内閣委員

辞任

補欠

大塚 拓君

井澤 京子君

井澤 京子君

大塚 拓君

法務委員

辞任

補欠

棚橋 泰文君

平口 洋君

馬渡 龍治君

丹羽 秀樹君

柳本 卓治君

鍵田忠兵衛君

枝野 幸男君

小川 淳也君

平口 洋君

阿部 俊子君

阿部 俊子君

棚橋 泰文君

鍵田忠兵衛君

柳本 卓治君

丹羽 秀樹君

馬渡 龍治君

小川 淳也君

枝野 幸男君

厚生労働委員

辞任

補欠

高鳥 修一君

鈴木 淳司君

松浪 健太君

上野賢一郎君

松本 洋平君

とかしきなおみ君

三井 辨雄君

枝野 幸男君

古屋 範子君

江田 康幸君

上野賢一郎君

松浪 健太君

鈴木 淳司君

高鳥 修一君

とかしきなおみ君

松本 洋平君

枝野 幸男君

三井 辨雄君

江田 康幸君

古屋 範子君

経済産業委員

辞任

補欠

江崎洋一郎君

広津 素子君

平 将明君

山内 康一君

橋本 岳君

渡部 篤君

牧原 秀樹君

飯島 夕雁君

武藤 容治君

鍵田忠兵衛君

近藤 洋介君

川内 博史君

三谷 光男君

鷲尾英一郎君

高木美智代君

谷口 和史君

飯島 夕雁君

亀岡 偉民君

広津 素子君

富岡 勉君

渡部 篤君

山本ともひろ君

亀岡 偉民君

牧原 秀樹君

山内 康一君

平 将明君

山本ともひろ君

橋本 岳君

川内 博史君

近藤 洋介君

鷲尾英一郎君

三谷 光男君

鍵田忠兵衛君

武藤 容治君

富岡 勉君

江崎洋一郎君

谷口 和史君

高木美智代君

国土交通委員

辞任

補欠

大塚 高司君

土井 亨君

佐田玄一郎君

渡部 篤君

長島 忠美君

木原 稔君

林 幹雄君

石崎 岳君

亀井 静香君

糸川 正晃君

糸川 正晃君

下地 幹郎君

石崎 岳君

林 幹雄君

木原 稔君

長島 忠美君

土井 亨君

大塚 高司君

渡部 篤君

佐田玄一郎君

下地 幹郎君

亀井 静香君

(理事補欠選任)

一、去る十月二十四日、国際テロリズムの防止及
び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興
支援活動等に関する特別委員会において、次の
とおり理事を補欠選任した。

理事 西銘恒三郎君(理事石破茂君去る九月
二十六日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十四日、議長において、次のと
り特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援
活動並びにイラク人道復興支援活動等に関す
る特別委員

辞任

補欠

宮澤 洋一君

福井 照君

吉川 貴盛君

馳 浩君

阿部 知子君

日森 文尋君

馳 浩君

吉川 貴盛君

福井 照君

宮澤 洋一君

日森 文尋君

阿部 知子君

一、去る十月二十五日、議長において、次のと
り特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

災害対策特別委員

辞任

補欠

近藤 洋介君

古本伸一郎君

古本伸一郎君

近藤 洋介君

一、去る十月二十六日、議長において、次のと
り特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

松本 洋平君

木原 稔君

菊田真紀子君

小川 淳也君

木原 稔君

松本 洋平君

小川 淳也君

菊田真紀子君

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

一、去る十月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

石原 宏高君 安井潤一郎君
宮澤 洋一君 木原 誠二君
吉川 貴盛君 岩屋 毅君
近藤 昭一君 佐々木隆博君

一、去る十月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

阿部 知子君 照屋 寛徳君
岩屋 毅君 吉川 貴盛君
木原 誠二君 宮澤 洋一君
安井潤一郎君 石原 宏高君
佐々木隆博君 近藤 昭一君
照屋 寛徳君 阿部 知子君

一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

渡部 篤君 橋本 岳君
稲田 朋美君 萩原 誠司君
小川 友一君 木原 誠二君
長島 忠美君 岡下 信子君
橋本 岳君 渡部 篤君
松本 洋平君 山本ともひろ君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

永岡 桂子君 吉川 貴盛君
福田 良彦君 北村 茂男君
藤田 幹雄君 三原 朝彦君
藤野真紀子君 増原 義剛君
保坂 展人君 阿部 知子君

赤池 誠章君 北村 茂男君 片山さつき君 三原 朝彦君 木原 誠二君 中根 一幸君 関 芳弘君 北村 誠吾君 高鳥 修一君 越智 隆雄君 土井 亨君 杉田 元司君 笠井 亮君 赤嶺 政賢君 辻元 清美君 阿部 知子君 (議案受領) 一、去る十月二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (議案付託) 一、去る十月二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出第六号) 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会 付託 一、去る十月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号) 電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 以上二件 経済産業委員会 付託 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 国土交通委員会 付託 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 環境委員会 付託	一、去る十月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(秋生田光一君外四名提出、衆法第二号) 災害対策特別委員会 付託 一、去る十月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号) 内閣委員会 付託 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号) 経済産業委員会 付託 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号) 国土交通委員会 付託 一、去る十月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 労働契約法案(細川律夫君外三名提出、衆法第一号) 厚生労働委員会 付託 (調査要求承認) 一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十三日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、財政に関する事項 二、税制に関する事項 三、関税に関する事項	四、外国為替に関する事項 五、国有財産に関する事項 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項 七、印刷事業に関する事項 八、造幣事業に関する事項 九、金融に関する事項 十、証券取引に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成十九年十月二十三日 財務金融委員長 原田 義昭 衆議院議長 河野 洋平殿 一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十六日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 国家の基本政策に関する事項 二、調査の目的 国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため 三、調査の方法 内閣総理大臣と野党党首との討議等	四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成十九年十月二十六日 国家基本政策委員長 衛藤征士郎 衆議院議長 河野 洋平殿 (予備的調査要請書受領) 一、去る十月二十九日、次の予備的調査要請書を受領した。 国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書(平岡秀夫君外百十二名提出、平成十九年衆予調第二号) 独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書(武正公二君外百十二名提出、平成十九年衆予調第三号) 特殊法人の組織等に関する予備的調査要請書(原口一博君外百十二名提出、平成十九年衆予調第四号) 決算及び平成二十年度予算の概算要求等に関する予備的調査要請書(中川正春君外百十二名提出、平成十九年衆予調第五号) 中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査要請書(松野頼久君外百十二名提出、平成十九年衆予調第六号) (予備的調査要請書送付) 一、昨日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。 国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書(平岡秀夫君外百十二名提出、平成十九年衆予調第二号) 内閣委員会 送付
---	--	--	---

独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書(武正公一君外百十二名提出、平成十九年衆予調第三号)
特殊法人の組織等に関する予備的調査要請書(原口一博君外百十二名提出、平成十九年衆予調第四号)

以上二件 総務委員会 送付
決算及び平成二十年予算の概算要求等に関する予備的調査要請書(中川正春君外百十二名提出、平成十九年衆予調第五号)

予算委員会 送付
中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査要請書(松野頼久君外百十二名提出、平成十九年衆予調第六号)

決算行政監視委員会 送付

(質問書提出)

一、去る十月二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問主意書(保坂展人君提出)

我が国のミャンマーに対する制裁に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

日口外相会談における領土交渉に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(鈴木宗男君提出)

一、去る十月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

経済財政諮問会議のあり方に関する質問主意書(三井辨雄君提出)

金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア人漁師による密入国に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

自衛官の介護職研修に関する質問主意書(三井辨雄君提出)

舩添厚生労働大臣発言に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

寺越昭二氏、寺越外雄氏そして寺越武志氏の拉致認定に関する質問主意書(西村真悟君提出)

在沖米海兵隊による焼夷弾MK77、クラスター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員のマイレージ利用に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土返還に向けての政府の考えの変遷に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

米大統領の日本観に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

整理回収機構による住専債権処理に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

肝炎患者四一八件症例リスト公表等における政府責任に関する質問主意書(山井和則君提出)

生活保護に関する再質問主意書(山井和則君提出)

第IX因子製剤に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

長崎県等における海岸の漂流・漂着ゴミの処理方策に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音問題に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における特命全権大使の役割に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

富山県における冤罪判決に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

わが国の国土形成計画等に関する質問主意書(笹木竜三君提出)

政治資金の透明性に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

経済成長を加速する具体的な方法に関する質問主意書(滝実君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国船による我が国の領海への侵入に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

イランでの邦人拘束に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

薬害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問主意書(山井和則君提出)

肝炎対策に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る十月二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員平岡秀夫君提出「テロとの闘い」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出時津風部屋力士急死問題についての愛知県警の初動捜査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出日本年金機構の職員採用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出障害者自立支援法の施行状況に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月十二日提出
質問 第一一三三号

「テロとの闘い」に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

「テロとの闘い」に関する質問主意書

「〇一・九、一一に米国で発生した同時多発テロ」(以下、「同時多発テロ」と言う。)に対し、現在、国際社会は「テロとの闘い」を続けている。そこで、「テロとの闘い」に関して、次の通り質問する。

1 米国の自衛権発動について

(1) 米国は、タリバン政権下のアフガニスタンに対し武力攻撃をすることについて、「自衛権の発動である」としているが、米国が武力攻撃の対象としたタリバン政権下のアフガニスタンからは米国に対する武力攻撃はなかったのではないか。国際司法裁判所の判例では、米国のアフガニスタンへの武力攻撃は、「自衛権の発動」としての正当性に欠けるものではないか。

(2) 「自衛権の発動」については、国際司法裁判所の判例でも、必要性要件(急迫不正の侵害があること、他に採るべき手段がないこと等)と均衡性要件(自衛の方法や目的において必要性を超えてはならないこと等)が必要であるとされている。米国のアフガニスタンへの武力攻撃は、同時多発テロ発生数カ月後に行われたものであり必要性要件を欠いているし、民間人を含む六〇〇〇人を超えるアフガニスタン人の死者を出しており、タリバン政権を打倒するなど、均衡性要件を欠いている。その観点からは、米国のアフガニスタンへの武力攻撃は、「自衛権の発動」としての正当性に欠けるものではないか。

判所の判例でも、必要性要件(急迫不正の侵害があること、他に採るべき手段がないこと等)と均衡性要件(自衛の方法や目的において必要性を超えてはならないこと等)が必要であるとされている。米国のアフガニスタンへの武力攻撃は、同時多発テロ発生数カ月後に行われたものであり必要性要件を欠いているし、民間人を含む六〇〇〇人を超えるアフガニスタン人の死者を出しており、タリバン政権を打倒するなど、均衡性要件を欠いている。その観点からは、米国のアフガニスタンへの武力攻撃は、「自衛権の発動」としての正当性に欠けるものではないか。

2 国際的に発生しているテロとアフガニスタン人等との関係について

(1) 同時多発テロ発生以後、英国、フィリピン、インドネシアなどで、テロ事件の発生が報道されている。政府は、これらのテロ事件については、アフガニスタン人は関与していると考えているのか。もし、そうだとしたら、その根拠は何か。

(2) 前記(1)のテロ事件については、政府は、アフガニスタンはどのように関係していると考えているのか。また、その根拠は何か。

3 カルザイ政権による「同意」の効果について

(1) OEF(不朽の自由作戦)で活動している外国の軍隊は、アフガニスタンで武力行使をしているが、その武力行使の法的根拠として、政府は、アフガニスタンのカルザイ政権の「同意」があることを挙げている。しかしながら、国連憲章第五十一条など国連憲章は、①自衛権の行使の場合と②安保理の決議がある場合以外には武力行使を認めないといふと解されているが、カルザイ政権の「同意」と国連憲章との関係はどうなるのか。

(2) 「特定の国の「同意」があれば、その「同意」を得た国が武力行使ができる」とする国際法上の根拠は何か。

内閣衆質一六八第一一三三号
平成十九年十月二十三日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員平岡秀夫君提出「テロとの闘い」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員平岡秀夫君提出「テロとの闘い」に関する質問に対する答弁書

1 について

アメリカ合衆国(以下「米国」という。)は、平成十三年九月十一日に米国において発生したテロリストによる攻撃(以下「平成十三年のテロ攻撃」という。)並びにそれによりもたらされる米国及びその国民に対する脅威の継続を受けて、アフガニスタンのタリバンに支援されたアル・カーイダが平成十三年のテロ攻撃の中心的役割を果たしたという情報に基づき、同年十月七日、アル・カーイダ及びそれを支援しているタリバンに対して、米国に対する更なる攻撃を防止し又は阻止するために、アフガニスタン

のタリバンの軍事施設への攻撃等の行動(以下「米国の行動」という。)を開始したものと承知しているが、平成十三年のテロ攻撃は、同時に複数の航空機を不法に奪取した上で複数の標的を攻撃する等高度の組織性及び計画性が認められること等から、国際連合憲章(以下「国連憲章」という。)第五十一条にいう「武力攻撃」に当たるものと考えられる。

平成十三年のテロ攻撃に関し平成十三年九月十二日に採択された国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)決議第千三百六十八号及び同月二十八日に採択された安保理決議第千三百七十三号は、個別的又は集団的自衛の固有の権利について言及している。また、同年十月二日、北大西洋条約機構事務総長は、北大西洋理事会において、平成十三年のテロ攻撃が、北大西洋条約の一又は二以上の締約国に対する攻撃を全締約国に対する武力攻撃とみなすことに同意する旨を規定した同条約第五条の適用対象と認められることが決定された旨の声明を発出した。さらに、米国は、国連憲章第五十一条に従って、安保理の議長に対して提出した同月七日付けの書簡により、平成十三年のテロ攻撃を受けて個別的又は集団的自衛の固有の権利を行使した旨を安保理に報告しているところ、米国等がその内容を安保理理事国に対して説明した後、安保理理事国から、米国等による自衛権の行使に対して異議は唱えられなかったと承知している。

その後も、米国は、累次にわたり、アル・カーイダによる米国に対する更なる攻撃があり得る旨の警告を発しているところであり、政府

としても、アル・カイダ及びタリバーンの構成員がアフガニスタンとパキスタンとの間の国境近辺等に潜伏するなどして、米国等に対して更なるテロリズムの行為を引き起こす可能性が存在する等の種々の情報に接してきている。

政府としては、これらを含む諸般の事情に照らし、米国の行動は適法な自衛権の行使であると考えている。なお、一般市民の被害を最小限に回避すべきことは当然であり、米国もこの点を最大限考慮しているものと認識している。

2について

平成十三年のテロ攻撃が発生した後も、世界各地において、アル・カイダ又はその関連組織の関与が疑われるテロ事件が発生していると承知している。また、現在に至るまで、アル・カイダの構成員が、アフガニスタンとパキスタンとの間の国境近辺等に潜伏し、タリバーンとの協力関係を有しているとの情報や、アル・カイダが世界各地のテロ組織との連携を強めており、アフガニスタン以外の国においても更なるテロリズムの行為を引き起こす可能性が存在するとの情報に接してきているところである。

3について

平成十三年のテロ攻撃を受けて行われている「不朽の自由」作戦下の米国等の活動は、国連憲章第五十一条の個別的又は集団的自衛権を行使するものとして開始されたものと考えている。

平成十三年十二月五日のボン合意を受けて同月二十二日にアフガニスタンに暫定政府が成立した後、同国の領域内で行われている「不朽の自由」作戦下の米国等の活動は、国際法上は、

基本的には、領域国であるアフガニスタンの同意に基づいて、同国の警察当局等の機関がその任務の一環として行うべき治安の回復及び維持のための活動の一部を補充的に行っているものと観念される。このように観念される活動は、国際法上は、国連憲章第二章第四項で禁止されている「武力の行使」には当たらず、したがって、自衛権の行使に当たること又は安保理の決定に基づくことを理由とする違法性の阻却を論ずる必要はないと考えている。

平成十九年十月十二日提出
質問 第一一四号

金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問主意書

一 二〇〇一年五月、北朝鮮の国家指導者である金正日氏の息子である金正男氏が来日し、入国管理法違反で逮捕されるという事件（以下、「事件」という。）が起きたと承知するが、金正男氏の来日目的を外務省は承知しているか。

二 金正男氏は逮捕されてから法務省入国管理局の管理下におかれ、すぐ日本を出国させられたと承知するが、金正男氏の入国が確認された時、分、出国させられた時、及び出国方法を明らかにされたい。

三 「事件」に対して、当時外務大臣を務めていた田中眞紀子氏はどのような対応をとったか。いつ金正男氏の来日を知り、知った後にどのような

な初動対応をとったか。外務省のどの部局にどのような対応をとるよう指示を出したのか、具体的に説明されたい。

四 田中眞紀子氏が外務大臣の任に就いていた時期に、北朝鮮による邦人拉致問題（以下、「拉致問題」という。）に対して、外務大臣としてどのような認識を有していたか。

五 二〇〇七年十月十二日、衆議院決算行政監視委員会において田中眞紀子氏が質疑に立ち、福田康夫首相に対して「拉致問題」に関して質問をし、具体的には「二〇〇二年の日朝平壤宣言から五年も過ぎていて、政府がどれだけ本気で拉致問題を解決しようとしているのか、何も伝わっていない」との発言をしているが、田中眞紀子氏は外務大臣の任に就いていた時に、「拉致問題」を本気で解決しようと考え、外務省の然るべき部局にどのような指示を出していたか。

六 「事件」に際し、金正男氏が我が国をすぐ出国させられた理由如何。金正男氏に対して十分な取り調べはなされたのか。

七 六で、金正男氏が我が国をすぐ出国させられたのは、田中眞紀子氏による指示を受けたものか。

八 「拉致問題」を解決に向けて進展させるために、例えば「事件」の際、来日した金正男氏をすぐには出国させず、我が国において十分な時間をかけて取り調べを行うことで、「拉致問題」解決の一つの糸口にも出来たのではと考えるが、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一一四号
平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び八について

政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四及び五について

田中外務大臣（当時）は、例えば平成十三年六月二十日の衆議院外務委員会において、拉致問題は本当に許し難いことであり容認できないとの認識を示すとともに、同問題を解決するため日朝国交正常化交渉を早期に実現できるように努力していく旨を明らかにしている。

六について

政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、本邦に不法入国した外国人については、法務省において、関係法令に基づいて必要な調査を行っている。

七について

政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、外国人の退去強制手続に当たって、御指摘のように法務省が外務大臣から指示を受けることはない。

平成十九年十月十二日提出
質問 第一一五号

ロシア人漁師による密入国に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア人漁師による密入国に関する質問主意書

一 二〇〇七年四月七日、ウニ採りのロシア人漁師が日口間で取り決められた中間線を越え根室の納沙布岬に向かい、旅券も持たずに根室市に入り、根室市内の商店で買い物をして、ゴムボートで根室を離れる寸前に根室署の警官に身柄を取り押さえられるという事件（以下、「事件」という）があったと承知するが、外務省が「事件」を最初に知ったのはいつか。「事件」を最初に知ってから、外務省においてどのような初動対応がとられたのか明らかにされたい。

二 「事件」に関し、中間線を越えて根室に入ったロシア人漁師（以下、「ロシア人漁師」という。）はいづつ根室署の警官に身柄を拘束され、どのような取り調べを受け、いつ身柄を解放されたか。

三 「ロシア人漁師」の行為は我が国への密入国に該当すると承知するが、「ロシア人漁師」に対してどのような罰則が科せられたか。

四 「事件」につき、外務省からロシア政府に対して抗議を行ったか。行ったのならば、抗議を行った内容、日にち、場所、方法及び日本側の誰からロシア側の誰に対して行ったかを明らかにされたい。

五 四で抗議を行っていないならば、その理由を明らかにされたい。

六 「事件」と同様のロシア側から中間線を越えて我が国への密入国は、これまでに何件報告されているか。

七 六に対して外務省としてどのような対応をとってきているか。
右質問する。

内閣衆質一六八第一一五号
平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

御指摘の「日口間で取り決められた中間線」は存在しないため、お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、平成十九年四月七日にロシア連

邦国民が北海道納沙布岬付近において有効な旅券等を所持することなく上陸を試み、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）違反で現行犯逮捕された事案については、外務省として、同日中に関連の情報を入手しており、関係省庁において必要な措置が取られたと承知している。外務省として、かかる事案についてロシア連邦政府に対して抗議する等の対応は取っていない。

二について

一、四及び五についてでお答えしたロシア人については、平成十九年四月七日、北海道警察釧路方面根室警察署警察官により、出入国管理及び難民認定法違反（旅券不携帯及び不法上陸の事実について、取調べが行われた。同人は、同月十八日、釧路地方検察庁検察官の指揮により釈放されるとともに、同日、札幌入国管理局にその身柄が引き渡され、同月二十日、同局により、退去強制された。

三について

一、四及び五についてでお答えしたロシア人については、平成十九年四月二十日、釧路地方検察庁検察官が、出入国管理及び難民認定法違反（旅券不携帯及び不法上陸）の事実につき、不起訴処分とした。

六及び七について

御指摘の「事件」と同様のロシア側から中間線を越えて我が国への密入国がいかなるものを指すのか明らかではないことから、お尋ねの件数についてお答えすることは困難である。

なお、警察庁に現存する統計資料によれば、昭和三十七年から本年九月末日までの間における、我が国へのロシア連邦（昭和三十七年から平成三年まではソヴィエト社会主義共和国連邦）国籍の外国人による出入国管理及び難民認定法違反（不法上陸）の検挙件数は三百三十七件であり、海上保安庁に現存する統計資料によれば、昭和五十二年から本年九月末日までの間における、我が国へのロシア連邦（昭和五十二年から平成三年まではソヴィエト社会主義共和国連邦）国籍の外国人による同法違反（不法上陸）の検挙件数は九件である。

平成十九年十月十五日提出
質問 第一一六号

海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問主意書

米海軍のウェブサイトによると、二〇〇六年九月四日、補給艦「ましゅう」から強襲揚陸艦「イオー・ジマ」(LHD-7)へ補給が行われているが、当時の「イオー・ジマ」の任務は、六ヶ月間のMSO (Maritime Security Operation) 海上治安活動（六月六日命令）であった。ノーフォークの海軍基地を出港した「イオー・ジマ」は、マルセイユ、ローマ郊外の港を経由し、途中、イスラエルのレバノン侵攻に際して、米国民の避難任務にも当たりながら、八月二十日、スエズ運河を通過し、そして、九月十五日前後にはペルシャ湾において

「イラクの自由作戦」に従事した。その後、その強襲揚陸艦「イオー・ジマ」は「不朽の自由作戦」に従事し、九月二十一日から十月二日までの間に艦載戦闘爆撃機ハリアーIIによるアフガニスタンのタリバーン根拠地に対する爆撃を百三十六回、うち精密誘導弾による攻撃を十七回行っている。

このような「イオー・ジマ」の活動記録からすると、二〇〇六年九月四日に「ましゅう」から補給された油が、OEF-MIO（「不朽の自由作戦」の海上阻止行動）に使われたとは考えにくい。よって、その目的外使用の可能性について、米国に照会し、回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一一六号

平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問に対する答弁書

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）

以下「テロ対策特措法」という。）に基づきインド洋に派遣されていた補給艦「ましゅう」は、平成十八年九月四日、米国揚陸艦「イオー・ジマ」に対し、燃料の補給を実施した。テロ対策特措法に基づき協力支援活動として行う補給は、テロ対策特措法に基づくものであることを当該補給の対象国との間の交換公文に明記するとともに、当該対象国との協議の場においてテロ対策特措法の趣旨について説明した上で、当該対象国の艦船への補給の都度、当該艦船がテロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることを確認した後に行っている。平成十八年九月四日に実施された補給艦「ましゅう」から米国揚陸艦「イオー・ジマ」への燃料の補給に係る連絡調整を行った際にも、このような確認を行っており、我が国が補給した艦船用燃料等については、テロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されているものと認識している。

平成十九年十月十五日提出
質問 第一一七号

北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する質問主意書

ロシアのラブロフ外相が二〇〇七年十月十三日、時事通信の書面インタビュー（以下、「インタビュー」という。）に応じたところによると、その中でラブロフ外相は、日口間の懸案事項である北方

領土問題について、①日口関係が今よりも高い水準に達することが領土問題で合意に至るための客観的に必要な条件である②一九五六年の日ソ共同宣言は両国間で批准された国際条約であるが、一九九三年の東京宣言は法的文書ではなく、双方が領土問題に関する立場を記した政治文書である③ロシアは日本に対し、ロシアの法律あるいは新たな協定に基づき、北方領土での共同経済活動を行うよう呼びかけている④経済的に互恵的な提案があれば、他国の企業が北方領土に進出することを歓迎する旨の回答をしたとの報道がなされている。右を踏まえ、以下質問する。

一 ラブロフ外相の「インタビュー」における①の回答に対する外務省の評価如何。

二 ラブロフ外相の「インタビュー」における②の回答の中の「一九五六年の日ソ共同宣言は両国間で批准された国際条約である」との発言に対する外務省の評価如何。一九五六年の日ソ共同宣言について、外務省は右ラブロフ外相の回答と同じ認識を有しているか。

三 ラブロフ外相の「インタビュー」における③の回答の中の「一九九三年の東京宣言は法的文書ではなく、双方が領土問題に関する立場を記した政治文書である」との発言に対する外務省の評価如何。二〇〇七年十月二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第三〇号）では、「東京宣言は、北方領土問題が択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題であることを明確に位置付けた上で、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎

として解決するというロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の指針を明確に示したものである」との答弁がなされているが、一九九三年の東京宣言について、外務省は右ラブロフ外相の回答と同じ認識を有しているか。

四 ラブロフ外相の「インタビュー」における③の回答に対する外務省の評価如何。

五 ラブロフ外相の「インタビュー」における④の回答に対する外務省の評価如何。二〇〇七年九月十八日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第九号）では、「北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しているものであつて、このような状況下、第三国の国民等が北方四島に入域し、建設事業等の業務に従事することは、当該入域及び業務の具体的な内容、態様等が北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提とするものである。北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している」との答弁がなされているが、外務省は右ラブロフ外相の回答と同じ認識を有しているか。

内閣衆質一六八第一一七号
平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に
ついでロシア外相の認識に関する質問に
対する答弁書

一について

政府としては、日露間の最大の懸案である北方領土問題の解決に向け、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「北方四島」という。）の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させるの方針を有している。

二について

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言（昭和三十一年条約第二十号）は、法的拘束力を有する国際約束であり、両国によって批准された。

三について

衆議院議員鈴木宗男君提出一九五六年の日ソ共同宣言などに関する質問に対する答弁書（平成十八年二月二十四日内閣衆質一六四第六九号）五についてでお答えしたとおりである。

四について

御指摘の「北方領土での共同経済活動」が具体的に何を指すのか明らかでないため、一概にお答えすることは困難である。いずれにせよ、北方四島における共同経済活動が北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提とするものであるれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している。

五について

企業が北方四島において業務に従事することは、当該業務の具体的な内容、態様等が北方四

島に対するロシア連邦の管轄権を前提とするものであれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している。

平成十九年十月十五日提出
質問 第一一八号

時津風部屋力士急死問題についての愛知県警の初動捜査に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

時津風部屋力士急死問題についての愛知県警の初動捜査に関する質問主意書

一 二〇〇七年六月、大相撲時津風部屋の序ノ口力士の斉藤俊さんがけいこ中に急死した問題につき、斉藤さんの遺体を解剖した新潟大学大学院の出羽厚二准教授が新聞社の取材に対して「初動に問題があった。家族に指摘されて解剖する事態になったのは大失態」として、愛知県警の初動捜査に不手際があったと指摘した旨同年十月十四日の新聞で報道されているが、右の出羽厚二准教授の指摘に対する警察庁及び警察庁の上位官庁である国家公安委員会の見解如何。

二 一の新聞報道の中に、「しかるべき初動捜査をおこなったが、遺体のあつかいなどについて批判を受けても仕方ない部分もある。真相の解明に向けて更に必要な捜査を進めたい」との愛知県警幹部のコメント（以下、「コメント」という。）が掲載されているが、「コメント」に対する警察庁及び警察庁の上位官庁である国家公安委員会の見解如何。

内閣衆質一六八第一一八号
平成十九年十月二十三日

衆議院議員 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出時津風部屋力士急死問題についての愛知県警の初動捜査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出時津風部屋力士急死問題についての愛知県警の初動捜査に関する質問に対する答弁書

一について

愛知県警察では、御指摘の力士の死体、現場の状況、死体を検案した医師の意見等を踏まえ、当該力士の死因について病死と判断したが、死因等について新潟大学大学院の医師に鑑定嘱託したところ、当該力士の死因は、「多発外傷による外傷性ショック」と考える」との結果を得たところである。警察庁としては、同県警察は当該力士の死因についてより慎重に判断すべきであったと考えており、国家公安委員会としては、警察庁から報告を受け、御指摘の事案に対する警察庁の見解を了承したところである。

二について

一 について述べたとおり、警察庁としては、愛知県警察は御指摘の力士の死因についてより慎重に判断すべきであったと考えており、国家公安委員会としては、警察庁からの報告を受け、御指摘の事案に対する警察庁の見解を了承したところである。また、警察庁としては、同県警察では、現在、当該力士の死因に関する

新潟大学大学院の医師による鑑定の結果を踏まえて、御指摘の事案の捜査を進めているものと承知しており、国家公安委員会としても、警察庁から同県警察における捜査状況について同様の報告を受けたところである。

平成十九年十月十五日提出
質問 第一一九号

死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書

一 二〇〇七年九月二十五日、閣議後の記者会見にて、鳩山邦夫法相が我が国の死刑制度について「法務大臣が絡まなくとも自動的に（執行が）進むような方法を考えたかどうかと思うことがある」「法務大臣に責任をおつかせるような形ではなく、半年以内に死刑執行されなければならぬ」と自動的に進むような方法がないのかなと思う旨述べ、あくまで問題提起であり、法務省に検討は指示していないとした上で、刑事訴訟法四百七十五条で規定されている死刑執行に必要な法相の命令がなくても、自動的に執行が行われるような制度をつくるべきとする考え（以下、「鳩山発言」という。）を明らかにしたが、「鳩山発言」に対する政府の評価如何。死刑が確定した刑事犯に対して、法務大臣の署名を必要とせず、半年以内に自動的に死刑が執行される制度は必要と考えるか、政府の見解を述べられたい。

二 現在、死刑制度が法律に明記され、現実に執行されている国はどこか明らかにされたい。

三 我が国において死刑制度が存続している理由如何。なぜ死刑制度が必要と考えるか、政府の認識を明らかにされたい。

四 韓国においては、一九九七年以来死刑が執行されておらず、最後に死刑が執行された金泳三政権末期以降、金大中、盧武鉉政権においても死刑が執行されておらず、国際人権団体アムネスティ・インターナショナルの基準によれば「事実上の死刑廃止国」となるとの報道が二〇〇七年十月八日の新聞でなされている。国際社会では死刑制度の存続よりも廃止の方向に向かっていると思料するが、この国際的な流れに対する政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一一九号

平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

死刑の執行については、法務大臣の命令によることとされているところ、鳩山法務大臣は、

今般の一連の記者会見において、裁判所の確定判決を尊重して死刑執行を厳正に行うべきである旨を述べ、併せて、再審事由の有無等について慎重な検討をする必要性や、執行を命ずる職責の重さについても発言しており、死刑の執行の在り方に関する所感を述べたものと理解している。

この問題については、諸外国における動向等も参考に必要があるものの、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。

二について

諸外国における死刑制度の存廃等の状況及び死刑の執行状況について、その詳細は把握していないが、国際連合事務総長が二〇一六年に国際連合人権委員会に提出した死刑問題に関する報告書によれば、二〇一五年末現在において死刑制度を存置しているのは、アメリカ合衆国、中華人民共和国等六十五の国又は地域であるとされている。

三について

死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

四について

死刑の存廃の問題は国際社会で関心を集めて

こうした①③⑤の業務に携わる非常勤職員の人件費に年金保険料を充てる考えはあるか。あるとすれば非常勤職員の多くを、これら業務にあてることによつて年金保険料の多くが費やされる懸念を禁じえない。どう考えるか。右質問する。

内閣衆質一六八第一二〇号
平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出日本年金機構の職員採用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出日本年金機構の職員採用等に関する質問に対する答弁書

お尋ねの業務は、年金給付に密接に関連し、被保険者及び受給者に対するサービスの向上に直接寄与するものであり、その経費については、基本的に年金保険料を充てていくこととしている。したがって、当該経費のうち、当該業務に従事する非常勤職員の経費についても同様と考えている。

また、財源が税であるか年金保険料であるかを問わず、徹底的に無駄を排除することは当然であり、年金保険料が無駄遣いされるとの懸念が生じることのないよう、当該業務の運営に当たり、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めてまいりたい。

平成十九年十月十五日提出
質問第一二二一号

障害者自立支援法の施行状況に関する質問主
意書

提出者 山井 和則

障害者自立支援法の施行状況に関する質問
主意書

民主党は障害者自立支援法改正法案を提出し、
早ければ十月末にも、参議院で法案審議が行われ
る可能性がある。ついては、左記資料を法案審議
までに、公表していただきたいので、いつ公表さ
れるかをお示しいただきたい。

障害者自立支援法施行状況について

一 本年四月の特別対策実施以降の「障害者自立
支援法の施行に伴うサービス利用に関する調査
の結果。

二 二〇〇七年八月二十四日に回答いただいた七
〇三人の障害者自立支援法の影響で退所した利
用者について現況を調査した結果。

三 二〇〇六年四月の障害者自立支援法施行後の
利用者の自己負担の最新の実態、つまり、特別
対策実施以降と障害者自立支援法施行以前の比
較の調査結果について。

四 二〇〇六年四月の障害者自立支援法施行後、
利用者はサービスについて一割負担することに
なったが、それ以外の食費などの実費負担の実
態について、特別対策実施以降と障害者自立支
援法施行以前の比較調査したものの。

五 二〇〇六年四月の障害者自立支援法施行後の
利用者の工賃の実態について調査したもの。障
害者自立支援法施行以前との比較も含めて。

六 二〇〇六年四月の障害者自立支援法施行後の
事業所や施設の経営実態について調査したも
の。

七 都道府県・市町村などの各自治体による自己
負担軽減策などの独自施策の現状について調査
したもの。

八 二〇〇六年四月の障害者自立支援法施行前と
現在とで、職員の賃金の変化、常勤職員、非常
勤職員の比率の変化の現状について調査したも
の。
右質問する。

内閣衆質一六八第一二二一号
平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出障害者自立支援法の
施行状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出障害者自立支援
法の施行状況に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十九年十月二日内閣衆質一
六八第四一四号。以下「前回答弁書」という。）に
ついて述べたとおり、「障害者自立支援法の
施行に伴うサービス利用に関する調査につい
て」（平成十九年八月二十九日付厚生労働省社
会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）に
より、都道府県に対し調査を依頼しているところ
であり、当該調査の結果については、都道府
県からの回答を取りまとめ次第、公表したいと
考えている。

二について

厚生労働省としては、お尋ねの七百三人の現
状については調査を行っていない。

三について

厚生労働省としては、お尋ねのような調査は
行っていない。

四について

前回答弁書三について述べたとおり、食費
等の特定費用については、事業者と利用者との
間の契約によりその額が決定されるものであ
り、厚生労働省としては、お尋ねのような調査
は行っていない。

五について

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百十
三号。以下「法」という。）の施行後の工賃につ
いては、現在、厚生労働省において調査を実施し
ているところであり、調査結果を取りまとめ次
第、公表したいと考えている。また、法の施行
前の工賃については、前回答弁書三についてで
述べたとおり、社会福祉法人全国社会福祉協
会全国社会就労センター協議会の「平成十五
年度社会就労センター実態調査報告書」によるも
のがある。

六について

お尋ねの「経営実態」が何を指すのかが必ずし
も明らかではないが、それが、障害者自立支援
法施行後の状況に関する質問主意書（平成十九
年九月二十一日提出質問第四一四号）でお尋ね
の事業所や施設の収入の増減などを指すのであ
れば、厚生労働省としては、それについての調
査は行っていない。

七について

前回答弁書六について述べたとおり、厚生

労働省としては、お尋ねの各地方公共団体の独
自施策の現状についての調査は行っていない。
八について

前回答弁書七について述べたとおり、厚生
労働省としては、お尋ねの点についての調査は
行っていない。

一、去る十月二十六日、内閣から次の答弁書を受
領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する
公邸料理人に対する称号に関する第三回質問に
対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞
与返還に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木吉雄君提出最近のけん銃発砲事
件等の警察捜査に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出出国費送還に関する質
問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国連における「先住
民族宣言」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出京都議定書に対する
米大統領の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋における多
国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に
関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出コンサルタント事業
会社による政府開発援助に係わる不正経理に関
する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出横田飛行場の「軍民
共用化」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイ
レンジ利用に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出平成二十年予算の四十七兆三〇〇億円という上限目標に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月十六日提出
質問 第一二二二号

大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第七一号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」では、大使公邸に勤務する料理人(以下、「公邸料理人」という。)に対する給与への外務省からの補助(以下、「補助」という。)に関して、補助対象となる「公邸料理人」の人数は百六十六人であり、百八の我が国の大使公邸において公的会食業務に従事する「公邸料理人」がおかれているとの答弁がなされているが、百八の大使公邸に在る「公邸料理人」に対する「補助」はそれぞれ一人当たりいくらか明らかにされたい。

二 公用旅券の定義如何。

三 「前回答弁書」では、「公邸料理人」のうち、日本国籍を有する者には公用旅券が発給されているとの答弁がなされているが、なぜ「公邸料理人」に公用旅券が与えられているのか明らかにされたい。

四 公用旅券が与えられている「公邸料理人」の人数及び百八の大使公邸のうち、公用旅券が与えられている「公邸料理人」が勤務する大使公邸はどこか明らかにされたい。

五 「公邸料理人」に対して、大使から支給される給与と「補助」以外に、何らかの手当が支給されるか。されるのならば、どのような手当が支給されるのか説明されたい。

六 「公邸料理人」の中に、日本国籍を有しない者はいるか。いるのならば、「公邸料理人」がいる百八の大使公邸のうち、それぞれどこに何人の日本国籍を有しない「公邸料理人」がいるのか、国籍ごとに明らかにされたい。

七 五の手当は、「公邸料理人」のうち、公用旅券が与えられる日本国籍を有する「公邸料理人」と、六の日本国籍を有しない「公邸料理人」とで差異はあるか。

八 「補助」の予算項目は何か。

九 「前回答弁書」では、大使へ支給される在勤手当の中に、「公邸料理人」にかかる経費が含まれるとの答弁がなされており、大使へ支給される在勤手当の中に「公邸料理人」への給与を含む経費に充当する額が含まれていることが明らかにしたが、それにも関わらず、平成十九年度では約三億円の「補助」が予算として計上され、百六十六人の「公邸料理人」に対して一人当たり一の額が支給されている理由はなぜか。右は行財政改革の必要性が叫ばれる昨今において適切か。財務省の見解如何。

内閣衆質一六八第一二二二号
平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、整理の作業が膨大となることから、すべてについてお答えすることは困難であるが、先の答弁書(平成十九年九月二十五日内閣衆質一六八第一四号)四についてで答えした公邸料理人の給与補助としては、在外公館長と公邸料理人との間の雇用契約の内容によって、月額最大十六万円を支給できる制度となつてゐる。

二及び三について

公用旅券とは、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二条第一号の規定に定められているとおり、国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対し、旅券法に基づいて発給される旅券のことであり、公邸料理人に対しては、同号に基づき公用旅券を発給している。

四について

公用旅券が発給されている公邸料理人の数は、平成十九年十月一日現在、百三十四名であ

る。先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第七一号)一についてでお答えした特命全権大使の公邸のうち、在インド日本国大使館、在インドネシア日本国大使館、在カンボジア日本国大使館、在スリランカ日本国大使館、在タイ日本国大使館、在大韓民国日本国大使館、在中華人民共和国日本国大使館、在パキスタン日本国大使館、在ブルネイ日本国大使館、在ベトナム日本国大使館、在ミャンマー日本国大使館、在モンゴル日本国大使館、在オーストラリア日本国大使館、在ニュージーランド日本国大使館、在パプアニューギニア日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在アメリカ合衆国日本国大使館、在カナダ日本国大使館、在アルゼンチン日本国大使館、在ウルグアイ日本国大使館、在エクアドル日本国大使館、在キューバ日本国大使館、在グアテマラ日本国大使館、在コロンビア日本国大使館、在ジャマイカ日本国大使館、在チリ日本国大使館、在ドミニカ共和国日本国大使館、在トリニダード・トバゴ日本国大使館、在ニカラグア日本国大使館、在パナマ日本国大使館、在パラグアイ日本国大使館、在ブラジル日本国大使館、在ペルー日本国大使館、在メキシコ日本国大使館、在アイルランド日本国大使館、在イタリア日本国大使館、在ウクライナ日本国大使館、在ウズベキスタン日本国大使館、在英属日本国大使館、在オーストリア日本国大使館、在オランダ日本国大使館、在ギリシャ日本国大使館、在クロアチア日本国大使館、在スイス日本国大使館、在スウェーデン日本国大使館、在スペイン日本国大使館、在スロバキア日本国大使館、在スロベニ

ア日本国大使館、在セルビア日本国大使館、在チエコ日本国大使館、在デンマーク日本国大使館、在ドイツ日本国大使館、在ノルウェー日本国大使館、在バチカン日本国大使館、在ハンガリー日本国大使館、在フィンランド日本国大使館、在フランス日本国大使館、在ブルガリア日本国大使館、在ベルギー日本国大使館、在ポーランド日本国大使館、在ポルトガル日本国大使館、在ルーマニア日本国大使館、在ルクセンブルク日本国大使館、在ロシア日本国大使館、在アラブ首長国連邦日本国大使館、在イエメン日本国大使館、在イスラエル日本国大使館、在オマーン日本国大使館、在カタール日本国大使館、在トルコ日本国大使館、在バーレーン日本国大使館、在ヨルダン日本国大使館、在レバノン日本国大使館、在アルジェリア日本国大使館、在エジプト日本国大使館、在エチオピア日本国大使館、在ケニア日本国大使館、在ザンビア日本国大使館、在マダガスカル日本国大使館、在南アフリカ共和国日本国大使館、在リビア日本国大使館、国際連合日本政府代表部、在ウィーン国際機関日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、軍縮会議日本政府代表部、経済協力開発機構日本政府代表部、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部及び欧州連合日本政府代表部の公邸において公的会食業務に従事する公邸料理人に対して公用旅券が発給された。

五及び七について

公邸料理人に対して、国が支給するご指摘のような手当はない。

六について

平成十九年十月一日現在、特命全權大使公邸において公的会食業務に従事する公邸料理人のうち、在バングラデシュ日本国大使館に一名、在フィリピン日本国大使館に一名、在ラオス日本国大使館に一名、在ボリビア日本国大使館に一名、在カザフスタン日本国大使館に一名、在イラン日本国大使館に一名、在クウェート日本国大使館に一名、在サウジアラビア日本国大使館に一名、在シリア日本国大使館に一名、在アングラ日本国大使館に一名、在ウガンダ日本国大使館に一名、在ガーナ日本国大使館に一名、在ガボン日本国大使館に一名、在スーダン日本国大使館に一名、在セネガル日本国大使館に一名、在チュニジア日本国大使館に一名、在モザンビーク日本国大使館に一名及び在モロッコ日本国大使館に一名の公邸料理人がタイ王国の国籍を、在エルサルバドル日本国大使館に一名の公邸料理人がエルサルバドル共和国の国籍を、在アゼルバイジャン日本国大使館に一名の公邸料理人がアゼルバイジャン共和国の国籍を有している。

八について

お尋ねの予算項目は、諸謝金である。

九について

財務省としては、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として行われていることから、各在外公館においてこれに従事する公邸料理人に対して給与補助を行っているものと認識している。

平成十九年十月十六日提出
質問 第一一二三号
社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第七五号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、国民の年金記録がずさんに管理されていた問題(以下、「年金記録問題」という。)に対する第一義的責任等を含む事実関係についての年金記録問題検証委員会での会合及び政府部内での調査について、「年金記録問題をめぐる諸問題については、現在、年金記録問題検証委員会による調査・検証が継続中であり、また、政府部内において、事実関係の調査を行っているところである」との答弁がなされているが、「年金記録問題」が国民生活に死活的影響を及ぼすこと、また、年金記録問題検証委員会が本年六月十四日に初会合を開いた際に、一カ月を目処に中間報告、秋には報告書を出すとしていたことを鑑み、政府部内、年金記録問題検証委員会どちらにおいても調査結果を出すまでの具体的期日を設け、一刻も早く「年金記録問題」が起きた原因、第一義的責任を負うべき人物等について究明する必要があると考えるが、政府の見解如何。

二 「年金記録問題」を受けた、社会保険庁の現職職員全員には本年夏の賞与の返上を求め、既に退職した職員に対しては現職職員が返上する額

と同程度の寄付を求める処置(以下、「処置」という。)につき、社会保険庁の「処置」はあくまで自主的なものであり、返上または寄付に応じない者に対して強制的な措置はとらず、応じない理由も問わず、また応じていない者に再度働き掛ける考えはないとの姿勢は適切かと問うたところ、「前回答弁書」では、「御指摘の社会保険庁職員等による賞与の自主返納等については、社会保険庁長官が、同庁職員等に対し、年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す意味で理解と賛同をお願いしたものであるが、これに応じるか否かは、自由意思に基づいて社会保険庁職員等が個人として決定すべきものであり、年金記録問題の責任の所在とは関係がないと考える」との答弁がなされているが、では「処置」の目的が、社会保険庁が「前回答弁書」でいう「年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す」ことにあるのならば、全職員が「処置」に応じてこそ、右の「処置」の目的が達せられ、国民に対して真に「年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す」ことになると考えるが、政府の見解如何。

三 「処置」に関して、返上に応じていない歴代厚生労働事務次官の氏名を問うたところ、「前回答弁書」において、「個人としての行為であるため、お尋ねの氏名を公表することは考えていない」との答弁がなされているが、「処置」の目的が、社会保険庁が「前回答弁書」でいう「年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す」ことにあるならば、社会保険庁の

上位官庁である厚生労働省の事務次官もすべからく「処置」に応じてこそ、右「処置」の目的が達せられ、国民に対して真に「年金記録問題」に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示すことになる。政府の見解如何。

四 社会保険庁の上位官庁である厚生省または厚生労働省の大臣、旧政務次官、副大臣、大臣政務官は、社会保険庁を指導、監督する責任を負うか。

五 「処置」の中に、歴代厚生大臣及び厚生労働大臣、政務次官、副大臣、大臣政務官に対する給与・賞与の返上を求めることは含まれているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『処置』は、社会保険庁としての年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す意味で、社会保険庁長官が同庁職員等に対し理解と賛同をお願いしたものであり、お尋ねの歴代厚生大臣等に対し、同様をお願いをすることは考えていない」との答弁がなされているが、四で厚生省または厚生労働省の大臣、旧政務次官、副大臣、大臣政務官が社会保険庁を指導、監督する責任を負うのなら、昭和三十一年に社会保険庁が発足してから平成十九年六月二十九日までの期間に右の役職にあつた者も「処置」に含めてこそ、「年金記録問題」に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す」という「処置」の目的が達せられ、国民に対して真に「年金記録問題」に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示すことになる。政府の見解如何。

内閣衆質一六八第一二三号

平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問に対する答弁書

一について

年金記録問題検証委員会においては、現在も検証のための最終段階の議論が継続中であるが、近々その報告書の取りまとめがなされるものと承知している。また、政府部内における事実関係の調査については、終了したものからその結果を適切に公表してまいりたい。

二について

社会保険庁としては、先の答弁書（平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第七五号）六についてでお答えしたとおり、賞与の自主返納等は、年金記録問題の責任の所在とは関係がなく、これを行うか否かは、自由意思に基づいて社会保険庁職員等が個人として決定すべきものであると考えている。

三について

厚生労働省としては、寄附を行うか否かは、自由意思に基づいて歴代厚生労働事務次官等が個人として決定すべきものであると考えている。

四及び五について

社会保険庁を指導し、監督する責任を負うの

は、第一義的には同庁長官であり、政府としては、歴代厚生大臣等に対し、寄附等をお願いすることは考えていない。

平成十九年十月十六日提出
質問 第一二二四号

最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する再質問主意書

提出者 鉢呂 吉雄

最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する再質問主意書

平成十九年十月五日付の答弁書（内閣衆質一六八第五〇号）について、政府に再度質問する。なお、国会法第七十五条第二項に規定する通り、再質問主意書受領の日から七日以内に答弁された。また、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文書で答弁されたい。

一 I の一の（一）の答弁について

（一） 答弁によると、「第一事件」の通報時間は本年九月十日の午前八時四十分ころとなっているが、報道（九月十二日北海道新聞以下同じ）によると、「第一事件」の発生時間は午前八時二十分過ぎとなっている。いずれも正しければ、事件発生から通報を受理するまでに約二十分を要したことになる。この時間はいずれも正確か、また、通報までに約二十分を要した事情を具体的に答弁願いたい。

（二） 答弁によると、函館駅員から鉄道警察隊への通報内容は「函館駅構内に不審者がいる」となっているが、報道によると「高容疑

者はJR函館駅ホームで男性客にけん銃のようなものを突きつけ「列車に乗れ」と脅した」となっている。いずれが正しいのか、また、同隊に対する通報の具体的な内容について答弁願いたい。

二 I の一の（二）の答弁について

答弁によると、現在、北海道警察において捜査中であるとなっているが、報道によると、JR函館駅でけん銃らしいものを持つていた不審者を「高容疑者」と特定している。

（一） 高容疑者の名前は警察が発表したものか、また、これは正しいのか、答弁願いたい。

（二） 事件が発生してから、既に一ヶ月近く経過しているにもかかわらず、人物の特定が捜査中という答弁は理解できない。銃撃戦で死亡した被疑者と「第一事件」の不審者は同一人物か、答弁願いたい。

（三） 報道によると、高容疑者が「第二事件」で使ったけん銃は中国製トカレフとされているが、その入手先について答弁願いたい。

（四） 平成十九年中九月末までに犯罪行為に使われたけん銃の押収数及びそのうち入手先が判明した数について答弁願いたい。

（五） 平成十九年中九月末までのけん銃（前記

（四）のけん銃を除く）押収数及びそのうち入手先が判明した数について答弁願いたい。

三 I の一の（三）の答弁について

（一） 答弁によると、函館駅員から通報を受けた北海道警察函館方面本部地域課鉄道警

察隊の隊員一名が当該職員から事情聴取するとともに、函館駅構内を捜索した、となっている。

① 通報により臨場したのはこの隊員だけか、答弁願いたい。

② 同隊員が、事情聴取に要した時間と函館駅構内の捜索に要した時間を答弁願いたい。

③ 同隊員は、函館方面本部地域課通信指令室に速報したのか、その時間、速報内容について答弁願いたい。

④ 速報したとするなら、同通信指令室はどのような措置をとったのか、具体的に答弁願いたい。

⑤ 同課自動車警ら係は出動したのか、出動したとすれば、出動車両台数、出動人員を答弁願いたい。

⑥ 同隊員は、不審者が所持していたとされる「けん銃のようなもの」について、どのような判断をしたのか、答弁願いたい。

⑦ 同隊員が、通信指令室以外に報告したところはあるのか、あれば報告時間、報告先、報告内容について答弁願いたい。

(2) 答弁によると、一般人から駅前交番への通報時間は同日午前九時三十五分ころとなっているが、報道によると、同じころ(午前八時二十分過ぎ)、同駅構内で高容疑者に威嚇された乗客はほかにもおり、一部の乗客が函館駅前交番に通報、となっている。答弁にある一般人は一部の乗客とみられ、この一般人は「第一事件」が発生してか

ら約一時間十五分後に通報したことになる。

① この時間は正しいのか、通報までに約一時間十五分を要した事情を具体的に答弁願いたい。

② 函館西警察署刑事第二課長は、何時、誰から、どのような内容の報告を受けたのか、答弁願いたい。

(3) 答弁によると、同課長は交番勤務員二名及び同署員七名を指揮して函館駅構内及び同駅周辺の捜索及び聞き込みを実施させた。また、報道によると、午前八時二十五分ころ函館駅前から高容疑者らしい男がタクシィに乗り七飯町に向かった、とある。

① 同課長は、現場に臨場したのか、答弁願いたい。

② 同課長は、「けん銃のようなもの」についてどのような判断をしたのか、答弁願いたい。

③ 同課長が指揮した捜査対象には、ホテル等の宿泊施設、タクシィ会社配車係あるいは函館駅で客待ちしているタクシィ乗務員は含まれていたか、答弁願いたい。

④ 同課長は捜査の結果、報道された高容疑者がタクシィで七飯町へ向かった事実を把握したのか、答弁願いたい。

⑤ 同課長は捜査の結果について何時、どこで、誰に、どのような内容の報告をしたのか、答弁願いたい。

⑥ 報告の結果、同課長は何時、どこで、

誰から、どのような内容の指示を受けたのか、答弁願いたい。

(4) 答弁によると、同日午前十時七分ころ、同方面本部捜査課機動捜査班員五名も函館駅に臨場し、函館駅構内、周辺駐車場等を捜索した、とある。

① 同方面捜査課は、「第一事件」を何時、誰から、どのような内容の報告を受けて認知したのか、答弁願いたい。

② 同課課長以下の捜査幹部は臨場しなかったのか、答弁願いたい。

③ 同課課長以下が臨場しなかったとしたら、どのような判断に基づくものか、答弁願いたい。

④ 同課機動捜査班の臨場は、「第一事件」から約一時間十五分後となる。臨場が遅れた理由を答弁願いたい。

⑤ 同班員は、函館駅構内、周辺駐車場の捜索のみを実施したとあるが、容疑者が「第一事件」発生後約一時間五十分を経過して、なお現場周辺にしていると判断した理由を答弁願いたい。

⑥ 同班員は、捜索以外の捜査は行わなかったのか、答弁願いたい。

四 Iの(4)ないし(6)の答弁について

北海道警察は「第二事件」の少なくとも十五時間以上も前に「第一事件」を知りながら「第二事件」の発生を防止できなかった。犯罪の予防もまた警察の重要な責務である。

答弁による「第一事件」認知時における北海道警察の初動捜査をみる限り、迅速かつ集中的、組織的な初動捜査が展開されたとは考えられない。

い。「第一事件」の初動捜査を徹底していれば「第二事件」の発生を防止できた可能性もあり、一般市民が死傷するような事件が発生しなかったのは不幸中の幸いと考えなければならぬ。

(1) 迅速、かつ集中的、組織的な初動捜査が展開されたと考えるか、答弁願いたい。

(2) 答弁によると、北海道警察の行った初動捜査は左記①及び②のみであって、③ないし⑥は行わなかった、と理解していいか、答弁願いたい。

① 目撃者等の事情聴取による、男の面相、着衣などのほか、けん銃の真偽の確認。

② 現場周辺について集中的な捜索による容疑者の発見。

③ 駅周辺のホテル、モーター、サウナなどの宿泊施設の聞き込みと手配、タクシィ会社、バス会社など交通機関への手配。

④ けん銃を持っている可能性があるのて、営業開始直前の銀行など、金融機関への警戒手配。

⑤ けん銃が隠匿されそうな駅構内のロッカーやトイレなどの捜索。

⑥ 駅などの防犯カメラのチェックによる容疑者の特定。

(3) 「第二事件」の発生を防止できなかった要因に関して所感を答弁願いたい。

(4) 「第一事件」の発生時間は金融機関の開店間際の時間帯である。金融機関の警戒体制の強化を呼びかける広報をしなかった理由を答弁願いたい。

- (5) 報道によると、高容疑者は九月十日午前中に渡島管内七重町のホテルにチェックインしている。「第一事件」の発生直後に宿泊施設等に対する手配をしていれば、高容疑者を発見できた可能性があると考えられる。宿泊施設等に対する手配は行ったのか、答弁願いたい。手配をしていないとするならば、その理由を答弁願いたい。
- (6) 「第一事件」の発生直後にタクシー会社に対する手配をしていれば、高容疑者に関する情報を入手できた可能性があると考えられる。タクシー会社に対する手配は行ったのか、答弁願いたい。手配をしていないとするならば、その理由を答弁願いたい。
- 五 Iの二の(1)及び(2)の答弁について
- (1) 北海道警察が、報道機関に発表した日時、発表内容、発表者を答弁願いたい。
- (2) 北海道新聞(平成十九年九月十二日)は、「第一事件」の状況だけではなく、その前日九日及び「第一事件」後の高容疑者の足取りを詳細に報道している。この内容は、いずれも北海道警察が報道機関に発表したものか、答弁願いたい。
- (3) 警察発表の内容と報道された内容とに相違点があるならば、その内容を答弁願いたい。
- 六 IIの(1)及び(4)の答弁について
- (1) 平成五年以降のけん銃の各年別押収数のうち、海外から密輸入されたけん銃の数を各年別に答弁願いたい。
- (2) 平成五年以降のいわゆる「首なしけん銃」の押収数を各年別に答弁願いたい。
- (3) いわゆる「首なしけん銃」はいかなる手続きで押収したのか、答弁願いたい。
- (4) いわゆる「首なしけん銃」と判明した場合に、真のけん銃の所有者をけん銃の不法所持(銃刀法違反)で検挙した事例はあるか、平成五年以降の数を各年別に答弁願いたい。
- (5) 真のけん銃の所有者を隠し、けん銃を提出した者を犯人蔵匿等(刑法第一〇三条、証拠隠滅等(刑法第一〇四条)で検挙した事例はあるか、平成五年以降の件数を各年別に答弁願いたい。
- (6) 真のけん銃所有者を見逃す行為は、見逃した警察官についても、けん銃の不法所持(銃刀法違反)、犯人蔵匿等(刑法第一〇三条、証拠隠滅等(刑法第一〇四条)に抵触するものと考えられる。平成五年以降、警察官がこれに抵触するとして検挙された件数を各年別に答弁願いたい。
- 七 IIの(6)ないし(8)の答弁について
- 答弁によると、暴力団の対抗措置など、警察の現場におけるけん銃に係る捜査をめぐる環境が従前にも増して厳しくなっている状況があるなど、その要因が専ら外部環境の変化にあるとしている。
- (1) けん銃摘発に係る捜査技術等で、現場警察官に不足している点があれば、その諸点を答弁願いたい。また不足している諸点について、今後、どのような指導・教育を行っていくのか、答弁願いたい。
- (2) 暴力団の対抗措置に対して、現場の警察官に求められるけん銃摘発に係る捜査技術等について答弁願いたい。
- (3) 現場の警察官のけん銃摘発に係る捜査技術等の向上策を答弁願いたい。
- (4) その他、けん銃摘発に係る警察署等の現場の捜査力強化のための施策について答弁願いたい。
- 八 IIの二の(1)ないし(3)の答弁について
- けん銃摘発に伴う違法捜査により、これだけ多くの警察官や元警察官が刑事責任を追及されたり、懲戒処分を受けている。
- (1) その要因について答弁願いたい。
- (2) 警察庁として、再発防止のためにこれまでにいかなる対策を講じてきたのか、答弁願いたい。
- 九 IIの三の(1)及び(2)の答弁について
- (1) 平成十六年四月以降、組織犯罪に対しては徹底的に対策を講じてきたにもかかわらず、暴力団構成員又は準構成員からのけん銃押収数は減少の一途をたどっている。その要因について答弁願いたい。
- (2) 平成十六年四月以降、暴力団の組織的管理に係るけん銃の摘発件数と事件の具体的内容を各年別に答弁願いたい。
- (3) 平成十六年四月以降、暴力団が管理する銃器の摘発を端緒として暴力団を壊滅した件数と具体的内容を各年別に答弁願いたい。
- (4) 本年に入ってから、指定暴力団住吉会系幹部の射殺事件、指定暴力団山口組系幹部による前長崎市長射殺事件、指定暴力団極東会系組員のけん銃乱射事件、愛知県長久手町の暴力団関係者によるけん銃発砲・立て籠もり事件、函館市内の指定暴力団住吉会系組員と警察官との銃撃戦等、暴力団関係者によるけん銃発砲事件が相次いでいる。警察庁の組織犯罪対策の成果は上がっていないと考えられるが、所感を答弁願いたい。
- 十 IIの三の(3)の答弁について
- (1) けん銃摘発の業務を刑事部門から生活安全部門に移管したのはいつか、答弁願いたい。
- (2) この移管によって、暴力団捜査を主管する刑事部門のけん銃摘発の意欲が減退し、生活安全部門では首なしけん銃の摘発など安易な捜査手法によるけん銃摘発が行われたと聞く。この移管は事実上、失策と考えられるが、所感を答弁願いたい。
- 右質問する。
- 内閣衆質一六八第一二四号
平成十九年十月二十六日
- 内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鉢呂吉雄君提出最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。
- (別紙)
衆議院議員鉢呂吉雄君提出最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する再質問に対する答弁書
- 一の(1)について
北海道警察によると、函館方面本都地域課鉄道警察隊(以下「鉄警隊」という。)の隊員が函館

駅職員から通報を受けたのは、本年九月十日午前八時四十分ころであるとのことである。北海道警察が北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）の別の職員から聴取したところによると、同職員が複数の一般人からけん銃を持ってゐる者がいるとの申出や背中に固い物を突き付けられ、列車に乗れと言われたとの申出を受けたのは、同日午前八時二十分ころであるとのことである。

また、北海道警察によると、お尋ねの具体的な事情の詳細は確認されていないとのことである。

一の（二）について

北海道警察によれば、御指摘の通報の具体的な内容は、JRにおいて函館駅のプラットホームに不審者がいるとの申出を受けて不審者を探したが発見には至らなかったことを伝えるとともに、鉄警隊において当該不審者に関する情報を入力しているかどうかを問い合わせるものであったとのことである。

二の（一）について

北海道警察によると、本年九月十一日、函館方面本部地域課（以下「本部地域課」という。）の警察官に対する殺人未遂の被疑者として高成仁を現行犯逮捕し、同人が死亡したことにつき、函館方面函館中央警察署（以下「函館中央署」という。）が報道機関に同人の氏名を含めて発表したとのことである。

二の（二）について

北海道警察によると、本年九月十一日に北海道函館市昭和町で発生した警察官に対する殺人未遂事件及び同月十日に函館駅構内のプラット

ホームで発生した暴力行為等処罰二関スル法律（大正十五年法律第六十号）違反事件については、両事件とも被疑者を高成仁として、本年十月二十三日に函館地方検察庁検察官に送致したとのことである。

二の（三）について

北海道警察によると、御指摘のけん銃の入手先については、現在のところ不明であるとのことである。

二の（四）について

警察において本年一月から八月末までの間に検挙したけん銃を使用した事件に関し、同期間中に押収したけん銃の数は、確定した数値ではないが、十丁である。これらのけん銃を譲り渡したとして検挙された者はいない。

二の（五）について

警察において本年一月から八月末までの間に押収したけん銃の数（二の（四）についてにおいてお答えした十丁を除く。）は、確定した数値ではないが、三百三十四丁である。このうち二丁については、当該けん銃を譲り渡した者が検挙されている。

三の（一）の①について

北海道警察によると、御指摘の通報を受けて函館駅構内に臨場したのは鉄警隊の隊員一名であるとのことである。

三の（一）の②について

北海道警察によると、鉄警隊の隊員が事情聴取をした時間は約四分であるが、お尋ねの捜索時間については、これを公にすることにより、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪の捜査に支障を来すおそれがある

ことから、答弁を差し控えたい。

三の（一）の③について

北海道警察によると、御指摘の隊員は、本部地域課通信指令室には、報告しなかったとのことである。

三の（一）の④について

三の（一）の③についてお答えしたとおり、北海道警察によると、御指摘の隊員は、本部地域課通信指令室には、報告しなかったとのことである。

三の（一）の⑤について

北海道警察によると、本部地域課自動車警ら係は出動しなかったとのことである。

三の（一）の⑥について

北海道警察によると、御指摘の隊員は、けん銃に関する通報は受けていなかったとのことである。

三の（一）の⑦について

北海道警察によると、御指摘の隊員は、本年九月十日午前九時三十分ころ、自らが所属する鉄警隊の上司に函館駅員からの通報内容、同駅構内の捜索状況等を報告したとのことである。

三の（二）の①について

北海道警察によると、函館方面函館西警察署（以下「函館西署」という。）函館駅前交番において御指摘の一般人から通報を受けたのは、本年九月十日午前九時三十五分ころであるとのことである。

北海道警察によると、お尋ねの具体的な事情の詳細は確認されていないとのことである。

三の（二）の②について

北海道警察によると、函館西署刑事第二課長（以下「刑事第二課長」という。）は、本年九月十日午前九時三十八分ころ、函館西署地域課長（以下「地域課長」という。）から、函館西署函館駅前交番に「けん銃のようなものを持っている男がいる」との通報があった旨の報告を受けたとのことである。

三の（三）の①について

北海道警察によると、刑事第二課長は現場に臨場しなかったとのことである。

三の（三）の②について

北海道警察によると、刑事第二課長は、地域課長からの報告を受けて、函館西署の署員に函館駅構内及び同駅周辺において捜索及び聞き込みを実施させた結果、御指摘の「けん銃のようなもの」がけん銃であるかどうかを確認することができなかったとのことである。

三の（三）の③について

お尋ねの具体的な捜査内容等については、これを公にすることにより、犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪の捜査に支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

三の（三）の④について

北海道警察によると、刑事第二課長は、函館駅構内及び同駅周辺において捜索及び聞き込みを実施させたが、御指摘の事実を把握することはできなかったとのことである。

三の（三）の⑤について

北海道警察によると、刑事第二課長は、本年

九月十日午前十一時過ぎころまでの間に、函館西署において、函館西署の刑事生活安全担当次長、副署長及び署長並びに函館方面本部捜査課（以下「本部捜査課」という。）の係長に対し、複数回にわたり、函館駅構内及び同駅周辺において捜索及び聞き込みを実施させているが、不審者の発見には至っていない旨等を報告したとのことである。

三の（三）の⑥について
北海道警察によると、刑事第二課長は、三の（三）の⑤についてお答えした報告の際、函館西署において、函館西署の刑事生活安全担当次長等から、捜査範囲の拡大等の指示を受けたとのことである。

三の（四）の①について
北海道警察によると、本部捜査課においては、本年九月十日午前九時五十九分ころ、刑事第二課長から、函館西署函館駅前交番に「けん銃のようなものを持っている男がいる」との通報があった旨の報告を受けたとのことである。

三の（四）の②について
北海道警察によると、本部捜査課機動捜査班の警部補等五名が現場に臨場したが、本部捜査課の課長等は臨場しなかったとのことである。

三の（四）の③について
北海道警察によると、本部捜査課の課長等は、函館方面本部において捜査の指揮をとることが適当であると判断したとのことである。

三の（四）の④について
北海道警察によると、函館西署函館駅前交番において、一般人から「けん銃のようなものを持っている男がいる」との通報を受けたのは、

本年九月十日午前九時三十五分ころであり、本部捜査課機動捜査班員は、同日午前九時五十九分ころ、刑事第二課長から当該通報があった旨の報告を受けた後、直ちに現場に臨場したとのことである。

三の（四）の⑤について
北海道警察によると、本部捜査課機動捜査班においては、通報に係る不審者が現場周辺にいると断定したものではないが、当該不審者が現場周辺にいる可能性が否定できない状況において、多数の乗客等がある函館駅構内及び同駅周辺の安全を確保することが重要であると判断したとのことである。

三の（四）の⑥について
北海道警察によると、本部捜査課機動捜査班員は、主として函館駅構内、周辺駐車場等の捜索を実施し、必要に応じて聞き込みを行ったとのことである。

四の（一）について
警察庁としては、北海道警察においては、通報内容に依り、迅速に通報者からの事情聴取、不審者の捜索、聞き込み等を行っており、本部捜査課及び函館西署が連携しつつ、適正な初動捜査が行われたものと考えている。

四の（二）について
お尋ねについては、衆議院議員鉢呂吉雄君提出最近のけん銃発砲事件等の警察捜査に関する質問に対する答弁書（平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五〇号。以下「前回答弁書」という。）Iの一の（四）についてお答えしたとおり、これを公にすることにより、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪

の捜査に支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四の（三）について
御指摘の「第二事件」の動機、背景等が明らかでないことから、お尋ねの要因についてお答えすることは困難である。

四の（四）について
お尋ねについては、前回答弁書Iの一の（四）の①から⑥までについてお答えしたとおり、これを公にすることにより、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪の捜査に支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四の（五）について
お尋ねについては、前回答弁書Iの一の（四）の①から⑥までについてお答えしたとおり、これを公にすることにより、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪の捜査に支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四の（六）について
お尋ねについては、前回答弁書Iの一の（四）の①から⑥までについてお答えしたとおり、これを公にすることにより、同種の犯罪を企図する者が対抗措置をとるなど、今後の犯罪の捜査に支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

五の（一）について
北海道警察によると、函館中央署において、報道機関に対し、本年九月十日午後十一時五十九分ころ、北海道亀田郡七飯町のホテル前路上において同日午後十時ころ女性がけん銃で

脅されて車両を奪われる強盗事件が発生した旨の報道メモを配布し、同月十一日午前三時三十分ころ、北海道函館市昭和町において同日午前零時三十五分ころ本部地域課の警用無線自動車に当該車両を発見し停止させたところ、当該車両を運転していた高成仁がけん銃を発射したところ、警察官が高成仁に対しけん銃を発射したの死亡が確認された旨の報道メモを配布し、必要に応じ、函館中央署副署長がそれぞれの報道メモについて説明を行ったとのことである。

また、本年九月十二日午後七時二十分ころから、函館方面本部において、同方面本部総括参事官及び函館中央署副署長が、同月十日午前八時四十分ころ函館駅員から「函館駅構内に不審者がいる」との通報が鉄警隊に、同日午前九時三十五分ころ一般人から「けん銃のようなものを持っている男がいる」との通報が函館西署函館駅前交番に、同日午後五時ころ一般人から「けん銃のようなものを突き付けられた」との通報が鉄警隊にそれぞれ寄せられ、捜索活動や聞き込み等が行われたが、不審者の発見には至らなかった旨等を発表したとのことである。

五の（二）について
北海道警察によると、本年九月九日及び十日以降の高成仁の行動の詳細については、発表していないとのことである。

五の（三）について
五の（二）についてお答えしたとおり、北海道警察によると、本年九月九日及び十日以降の高成仁の行動の詳細については、発表していないとのことである。

官 報 (号 外)

六の(一)について

海外からのけん銃密輸入事件に関して警察が押収したけん銃の数は、平成五年は六十丁、平成六年は六十四丁、平成七年は九丁、平成八年は十四丁、平成九年は三十八丁、平成十年は九丁、平成十一年は十九丁、平成十二年は百十四丁、平成十三年は零丁、平成十四年は十丁、平成十五年は十三丁、平成十六年は四丁、平成十七年は四丁及び平成十八年は十二丁である。

六の(二)について

警察庁において把握している限りでは、捜査員がけん銃の真の所有者を把握していながら、故意に当該所有者を検挙せずに押収したけん銃の数は、平成七年は六丁、平成八年は一丁、平成十三年は二丁及び平成十四年は一丁である。

六の(三)について

お尋ねについては、けん銃の真の所有者から依頼を受けて、けん銃を押収する一方で、当該けん銃に係る事件については、被疑者不詳として送致したもの等がある。

六の(四)について

六の(二)について述べたけん銃に関して、けん銃の真の所有者等を銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「銃刀法」という。)違反で検挙した事件の数は、平成七年は三件、平成十三年は二件及び平成十四年は一件である。

六の(五)について

警察庁において把握している限りでは、六の(二)について述べたけん銃に関して、けん銃の真の所有者等を隠すために当該けん銃を自己の物として提出した者を刑法(明治四十年法律

第四十五号)第三百三条又は第四百四条で検挙した事件の数は、平成五年から平成十八年までの間は零件である。

六の(六)について

六の(二)について述べたけん銃に関して、警察官を銃刀法違反で検挙した事件の数は、平成七年は三件、平成十三年は二件及び平成十四年は一件であり、刑法第三百三条又は第四百四条で検挙した事件の数は、平成五年から平成十八年までの間は零件である。

七の(一)について

警察官の捜査技術は、個人により異なることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、けん銃摘発に従事する警察官には、厳しい捜査環境に十分対応できるだけの情報収集、取調べその他の捜査技術の習得が必要であると考えている。このような捜査技術の習得に向け、警察では、現場の警察官に対し、職場教育、訓練等を行っているところであり、今後も引き続き行っていくこととしている。

七の(二)について

お尋ねについては、例えば、暴力団等の犯罪組織に係る事件の積極的な検挙を通じての情報収集等が挙げられる。

七の(三)について

七の(一)についてお答えしたとおり、警察では、情報収集、取調べその他の捜査技術の習得に向け、現場の警察官に対し、職場教育、訓練等を行っているところであり、今後も引き続き行っていくこととしている。

七の(四)について

お尋ねについては、例えば、銃器捜査の専門

家及び若手捜査員の育成、警察署に対する警察本部による組織的な捜査管理及び指導の徹底等が挙げられる。

八の(一)について

けん銃に係る捜査に伴う違法行為は、基本的には、個々の職員の職務倫理意識の欠如、業務管理の不徹底等に起因すると考えられるが、その具体的な要因については、個別具体的な事情によるので、一概にお答えすることは困難である。

八の(二)について

警察庁では、各種会議等における適正捜査及び捜査管理の徹底の指示、警察大学校における講義等を通じ、都道府県警察の警察官に対するきめ細かな指導及び教育を行っているところである。

九の(一)について

近年、警察による暴力団構成員又は準構成員からのけん銃の押収数が減少傾向にある背景には、暴力団等の犯罪組織が違法銃器の隠匿、密輸、密売等の方法を巧妙化させていることのほか、一部の暴力団において、当該暴力団の構成員に対し、警察官との接触を禁止するなどの対抗措置がとられたことにより、警察の現場におけるけん銃に係る捜査をめぐる環境が従前にも増して厳しくなっている状況があると考えている。

九の(二)について

警察では、暴力団がけん銃等三丁以上を管理していた事件を平成十六年四月から同年末までの間は八件、平成十七年は十一件、平成十八年は七件摘発しており、その具体的な内容の例は、次のとおりである。

平成十六年には、京都府において、五代目会津小鉄会傘下組織幹部が管理する家屋を捜索し、けん銃等七丁及び実包二百七十五個を押収するとともに、当該幹部を逮捕した。

平成十七年には、福岡県において、太州会傘下組織幹部が管理する倉庫等を捜索し、けん銃八丁及び実包百六十三個を押収するとともに、当該幹部等を逮捕した。

平成十八年には、岩手県において、六代目山口組傘下組織幹部の交友者宅を捜索し、けん銃四丁及び実包八十九個を押収するとともに、当該幹部等を逮捕した。

九の(三)について

平成十七年三月、松葉会傘下組織組長等による銃刀法違反事件を摘発し、当該摘発を端緒として同傘下組織を壊滅させた事例があるが、お尋ねの各年別の件数及び内容は、把握していない。

九の(四)について

前回回答書Ⅱの三の(二)についてお答えしたとおり、暴力団対策部門と銃器対策部門との間で情報共有等の連携強化が図られたことにより、組織的管理に係るけん銃の連続的な摘発、暴力団が管理する銃器の摘発を端緒とした当該暴力団の壊滅等がなされるなど、組織犯罪対策として、一定の成果が上がりつつあるところであるが、御指摘のように、本年に入り、銃器発砲を伴う凶悪事件が相次いで発生したことを踏まえ、暴力団等の犯罪組織により隠匿されているとみられるけん銃等の違法銃器を摘発し、銃器犯罪の根絶を図るべく、銃器情報の収集、関係機関との連携等を更に積極的に推進する必要があると認識している。

十の(一)について

これまでに御指摘のような業務の移管を行った事実はない。

十の(二)について

十の(一)についてにおいてお答えしたとおり、御指摘のような業務の移管を行った事実はない。

平成十九年十月十七日提出
質問 第一二一五号

国費送還に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

国費送還に関する質問主意書

二〇〇七年九月四日付産経新聞の報道によれば、バングラデシュ国籍の男性六人が、不法滞在で強制退去処分を受けてすぐに国費で送還され、裁判を受ける権利を侵害されたとして、国などに計一八〇〇万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は同月三日、請求を棄却したとのことである。

しかし、法務省入国管理局のホームページによれば、「当局では、国費送還が国民の皆様の貴重な税金によりまかなわれていることはもとより、不法就労を始め不法入国や不法残留等の入管法違反の防止を図る観点から、自費出国が可能な被退去強制者については、極力その努力を促し、帰国用航空券又は帰国費用の工面ができないため送還が困難となっている者、あるいは、特に人道的配慮から早期送還が必要不可欠と思料される者等についてのみ、国費送還の措置を執り、円滑な送還に努めることとしております。」とされている。しかし、この六名は、強制退去処分を受けて間もな

く国費送還されており、国費送還を避けるための努力が十分になされたかどうか疑問である。

よって次の通り質問する。

一 二〇〇五年度及び二〇〇六年度内に退去強制された者の中で国費送還された者の数を事由別に明らかにされたい。

二 二〇〇五年度及び二〇〇六年度内に国費送還された者が退去強制令書を発付されてから送還されるまでの日数を各人ごとに明らかにされたい。個人の特定がされる可能性があるのであれば、「二か月以内」…名、「二か月以内」…名のように一月ごとに集計した数値を明らかにされたい。

三 退去強制令書が発付されてから送還されるまでの平均期間を明らかにされたい。

四 こうした状況をふまえた上で、政府はその運用方針ののちとして国費送還を行っていると考えられるか明らかにされたい。

内閣衆質一六八第一二五号

平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出国費送還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出国費送還に関する質問に対する答弁書

一について

平成十七年度に退去強制を受けた者のうち国費送還をされたものは二百二十三人であり、その事由別人数は、早期帰国を希望するも帰国費

用を準備することができなかった者が百六十四人、特に人道的配慮から早期の送還が必要不可欠な者が五人、本邦での婚姻、親族との同居又は生活・稼働の継続を主張して送還を忌避した者が三十一人、その他が二十三人である。

平成十八年度に退去強制を受けた者のうち国費送還をされたものは二百四十人であり、その事由別人数は、早期帰国を希望するも帰国費用を準備することができなかった者が百六十三人、特に人道的配慮から早期の送還が必要不可欠な者が八人、本邦での婚姻、親族との同居又は生活・稼働の継続を主張して送還を忌避した者が五十六人、その他が十三人である。

二について

平成十七年度に国費送還をされた者が退去強制令書を発付されてから送還されるまでの期間別人数は、一か月未満が四十一人、一か月以上二か月未満が十一人、二か月以上三か月未満が十五人、三か月以上四か月未満が十五人、四か月以上五か月未満が二十人、五か月以上六か月未満が十八人、六か月以上一年未満が六十人、一年以上一年六か月未満が三十人、一年六か月以上二年未満が三人、一年以上が十人である。

平成十八年度に国費送還をされた者が退去強制令書を発付されてから送還されるまでの期間別人数は、一か月未満が二十人、一か月以上二か月未満が十八人、二か月以上三か月未満が十八人、三か月以上四か月未満が三十一人、四か月以上五か月未満が二十九人、五か月以上六か月未満が三十人、六か月以上一年未満が六十一人、一年以上一年六か月未満が二十人、一年六か月以上二年未満が六人、一年以上が七人である。

三について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

四について

政府としては、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定に基づき、退去強制令書が発付された者については速やかに送還することとしているところ、早期の帰国を希望し自らの負担により本邦から退去しようとする者に対しては自費による出国を許可しているところである。

しかしながら、帰国費用を準備することができず早期の自費による出国が困難な者、特に人道的配慮から早期の送還が必要不可欠な者のほか、退去強制令書が発付されているにもかかわらず送還を忌避する者等に対しては、国費送還の措置を執り、円滑な送還に努めているところである。

平成十九年十月十七日提出
質問 第一二一六号

国連における「先住民族宣言」に関する再質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

国連における「先住民族宣言」に関する再質問
問主意書

平成十九年十月十六日付内閣衆質一六八第九三号答弁書に関連し、以下、政府に対して再質問する。

一 先住民族宣言賛成国のうち、「先住民族宣言」に盛り込まれている政治的自決権、土地・領土・資源の権利などの全て、あるいは一部を、

自国内の先住民族に適用している国の事例を承知していないとのことだが、この承知していないという意味は、「お尋ねの事例国はない」という意味なのか、それとも、そもそも「お尋ねの事例があるかないかを調査把握していない」という意味の、いずれかなのかを明らかにされたい。

二 一の質問において、政府が「お尋ねの事例があるかないかを調査把握していない」という立場の場合、以下について伺う。

そもそも政府は、先住民族宣言に対し「基本的には、人権の保護に資するものとして、賛成票を投じた」(平成十九年九月二十五日付内閣衆質一六八第二四号答弁書)とする一方で、「先住民族」について国際的に確立した定義がないこと、先住民族宣言においても「先住民族」の定義についての記述がないことを理由として、「アイヌの人々が宣言にいう「先住民族」であるか、また、宣言において述べられた権利を適用すべきかについて、お答えすることは困難である」(平成十九年九月二十五日付内閣衆質一六八第二四号答弁書)としている。先住民族宣言が、基本的には、人権の保護に資するものであると政府が判断しているのなら、最低限、宣言採択諸外国の「先住民族」に対する宣言の適用状況などを能動的に調査することが必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 一の質問において、「お尋ねの事例国はない」という意味ならば、国連の先住民族宣言の果たす役割、意味合いに対する政府の見解を明らかにされたい。

四 人権の保護という観点に立脚するならば、

「先住民族」に関する国際的定義の確立を待つだけの姿勢ではなく、日本政府として「先住民族」の定義などを積極的に検討すべきと考えるが、見解を明らかにされたい。

五 平成十九年十月十六日付内閣衆質一六八第九三三号答弁書の五についての答弁に「合理的な制約が課されるものであると考えていること等」とあるが、この「等」が指し示すものを全てを日本語で説明願いたい。

内閣衆質一六八第一二六号
平成十九年十月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員逢坂誠二君提出国連における「先住民族宣言」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出国連における「先住民族宣言」に関する再質問に対する答

弁書

一から三までについて

お尋ねの「承知していない」とは、現時点では把握していないという意味である。政府としては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下「宣言」という。)の採択を受け、今後、宣言に関する諸外国の動向の把握に努めていく考えである。

四について

「先住民族」の定義については、宣言の作成過程において長年にわたる国際連合での議論が収

れんしておらず、政府としては、将来「先住民族」の定義について国際的な議論がなされる機会があれば、議論に参加していきたいと考えている。

五について

御指摘の「等」とは、宣言にいう集団的権利は国際法において十分に確立した概念とは広く認識されておらず、多くの国は当該概念を受け入れてはいないこと、我が国は「先住民族」を含むすべての人が国際法において基本的な人権を有すると認識していることを指している。

平成十九年十月十七日提出
質問 第一二七号

京都議定書に対する米大統領の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

京都議定書に対する米大統領の認識に関する質問主意書

一 ブッシュ米大統領が二〇〇七年十月十五日、アーカンソー州における遊説の中で地球温暖化対策に触れ、「京都議定書は悪い政策だった」「根本的な問題は、経済成長と環境保護を同時に達成することだ。京都議定書は経済を失速させる」旨述べたと承知するが、右ブッシュ大統領の発言以下、「ブッシュ発言」という。)を政府は承知しているか。

二 「ブッシュ発言」について、在米日本大使館、総領事館等の在外公館より外務本省へ公電による報告はなされたか。なされたのなら、右公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかに

されたい。

三 「ブッシュ発言」に対する外務省の認識如何。京都議定書締結にあたっては、我が国が議長国となり、締結に向けて主導的役割を果たしたと承知するが、京都議定書は「ブッシュ発言」にあるように悪い政策であり、経済を失速させるものであると政府は認識しているか。

四 政府は「ブッシュ発言」を容認するか。

五 四で、政府が「ブッシュ発言」を容認しないならば、政府としてブッシュ大統領に速やかに我が国の立場、認識を伝えるべきと考えるが、政府はどのような対応をとっているか。

内閣衆質一六八第一二七号
平成十九年十月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出京都議定書に対する米大統領の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出京都議定書に対する米大統領の認識に関する質問に対する

答弁書

一について

外務省として、御指摘の発言については承知している。

二について

御指摘の発言に関する公電は、平成十九年十月十七日午後十一時二十八分に外務本省において受信した。

三から五までについて

外務省として、ブッシュ米大統領の御指摘の発言は、現行の気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成十七年条約第一号。以下「京都議定書」という。)が、経済成長を阻害し、また、中国などの主要な温室効果ガス排出国に削減義務を課しておらず実効性の観点からも不十分であるとの考えを示したものと認識している。

しかしながら、政府としては、京都議定書は、地球温暖化対策における国際的な取組の重要な第一歩であるとの考えから、これまでもブッシュ米大統領を始めとする米政府関係者に対して、様々な機会をとらえて京都議定書への参加を働きかけてきた。また、京都議定書の達成への取組が、経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や創意工夫をいかに、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図るべきであると考えている。

日米両国は、地球温暖化対策の実効性を確保するためには、主要な温室効果ガス排出国がすべて参加し、世界全体での排出削減につながる事が重要であるとの点で認識を共有しており、政府としては、そうした枠組みの構築に向けて米国と協力していく考えである。

平成十九年十月十七日提出
質問 第一二二八号

インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第七七号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、国連安全保障理事会において、アフガニスタンにおいて展開されている国際治安支援部隊の任務を一年間延長し、我が国の海上自衛隊が給油等の形で参加している、米国が主導する対テロ作戦「不朽の自由」に基づくインド洋での海上阻止行動に対して、前文で謝意を盛り込む決議(以下、「決議」という。)について、「決議」が採択されるに至るまでの経緯の説明を求めたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの経緯については、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)内のやり取りであるため、お答えすることは差し控えたい」との答弁がなされているが、「決議」についての安保理内でのやり取りが始まったのはどの時点からか明らかにされたい。

二 「決議」の採択を日本が言い始めたという事実はあるか。あるかないか、どちらかの答弁を求める。

三 「前回答弁書」及び「前々回答弁書」(内閣衆質一六八第四二二号)で、政府は「アフガニスタンにおいてテロの危険の増大が懸念されていることを踏まえ、我が国を含む国際社会が復興支援及び治安・テロ対策の双方に取り組み、アフガニスタンがテロの温床とならないようにする必要がある」との我が国の考えを、安保理理事国との意見交換の場等において伝えてきたとの答弁がなされているが、安保理理事国ではない我が

国がなぜ安保理理事国に右のような我が国の考えを伝えてきたのか。

四 「前々回答弁書」で、「御指摘の決議の採択に当たり、反対票を投じた国はなく、ロシア連邦のみが決議案が性急に投票にかけられたこと等を理由として棄権したもの」と承知している」との答弁がなされていることに触れ、前回質問主意書で「決議」が性急にかけられた理由を問うたところ、「お尋ねの経緯については、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)内のやり取りであるため、お答えすることは差し控えたい」との答弁がなされているが、「前々回答弁書」で政府が「決議」が性急に投票にかけられたと答弁している一方で、「前回答弁書」で安保理内のやり取りであることを理由に政府が答弁を差し控えるのはなぜか。右は、「決議」が性急に投票にかけられたことの理由を政府は承知していないということか。

五 「決議」が性急に投票にかけられたのは、二で問うたように「決議」の採択を我が国が言い始め、関係各国に働き掛けたからではないのか。然りか否か、どちらかの答弁を求める。

内閣衆質一六八第一二二八号
平成十九年十月二十六日

衆議院議長 河野 洋平 殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねのやり取りがいつから始まったのかについては、承知していません。

二及び五について

御指摘のような事実はない。

三について

お尋ねについては、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)の各理事国との間の外交活動の一環として行ってきた。

四について

前々回答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第四二二号)二及び七についての答弁は、国際連合事務局が公表している安保理の平成十九年九月十九日の会合の議事録に記載されている内容に基づき述べたものである。他方、先の質問主意書(平成十九年十月三日提出質問第七七号)二及び六においてお尋ねのあった事柄については、公表されていない安保理内のやり取りにかかわるものであるため、お答えすることを差し控えたものである。

平成十九年十月十七日提出
質問 第一二二九号

コンサルタント事業会社による政府開発援助に係わる不正経理に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

コンサルタント事業会社による政府開発援助に係わる不正経理に関する質問主意書

一 海外でコンサルタント事業を行っているパシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下、「PCI」という)グループが、国から受注した中国の遺棄化学兵器の処理事業で、資金を不正流用している疑いがあり、二〇〇七年十月十七日、東京地検特捜部が特別背任容疑で「PCI」グループの強制捜査に入ったが、「PCI」グループが疑いを持たれている右の不正経理の状況を内閣府及び外務省は承知しているか。

二 「PCI」は、以前にも下請契約書に書かれた金額より高額の契約書を偽造する、実際には下請契約していないのに架空の請求書を偽造する等、政府開発援助に係わる事業費の水増し請求などを行い、一億円を超える不正経理処理をしていたことが発覚し、国際協力機構より十八ヶ月間の指名停止処分を受けている。二〇〇六年十一月の参議院本会議において、当時の麻生太郎外務大臣は「PCI」による右の不正経理について「国際協力機構は上限措置の十八ヶ月間『PCI』を指名停止しており、業務目的外の流用が確認されないことなどを踏まえ、刑事告訴は見送っている」旨の発言をしているが、今回再び発覚した一の不正経理を鑑みる時、右外務省の対応は甘かったのではないか。外務省の見解如何。

三 過去十五年間の政府開発援助に係わる事業への「PCI」の入札状況につき、説明されたい。

四 「PCI」に天下った外務省関係者はいるか。いるのならば、過去十五年につき、年度ごとの

天下り人数及び天下った者の氏名並びに退職前の役職を明らかにされたい。

内閣衆質一六八第一二九号
平成十九年十月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出コンサルタント事業会社による政府開発援助に係わる不正経理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出コンサルタント事業会社による政府開発援助に係わる不正経理に関する質問に対する答弁書

一について
平成十九年十月十七日、東京地検特捜部が御指摘の「PCI」など関係先の強制捜査を始めたとの報道があったことについては承知している。報道にあるような不正経理の有無について、内閣府において、株式会社遺棄化学兵器処理機構から提出された支出状況報告書に添付された書類等の再調査を行っているが、現段階では御指摘の「PCI」グループの不正経理を確認していない。なお、外務省でも御指摘の不正経理を承知していない。

二について
外務省としては、御指摘の「PCI」が政府開発援助(以下「ODA」という。)案件に関して行った不正経理処理事案を受け、当時の状況下で適切と判断された措置を講じており、対応に問題があったとは考えていない。

三について

ODAを実施する各々の機関が有する文書保存規程が異なること等により、お尋ねの期間のすべてについて、御指摘の「PCI」のODAに係る契約状況につき網羅していないが、平成十四年度から平成十八年度までの間の契約数及び契約金額は、平成十四年度が九十一契約、約百九十一億円、平成十五年度が百二十契約、約百三十九億円、平成十六年度が八十八契約、約九十一億円、平成十七年度が二十三契約、約六十八億円、平成十八年度が五十一契約、約五十五億円、五年間の合計が三百六十七契約、契約金額は約五百四十二億円である。なお、この契約金額には御指摘の「PCI」が参加する共同企業体が受注した金額が含まれる。

四について

外務省において調査を行った範囲では、平成六年度に、伊藤忠一が御指摘の「PCI」に再就職している。退職前の官職は、ネパール国駐留特命全權大使である。

平成十九年十月十八日提出
質問 第一三〇号

横田飛行場の「軍民共用化」に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

横田飛行場の「軍民共用化」に関する質問主意書

首都・東京の西部に位置する横田飛行場は、米空軍の輸送と指揮を主要任務とする中核的な在日米軍飛行場である。日本における米空軍を指揮する

る太平洋空軍第五空軍の司令部、さらには陸海、空、海兵の在日米軍全てを統括し、調整する在日米軍司令部がここにある。

いわゆる横田基地は、複合基地であり、横田飛行場の他に府中通信施設、大和田通信所、所沢通信施設、柚木通信所、多摩サービス補助施設等、東京、埼玉にまたがる六個の基地が一体となって機能している。

中心施設である横田飛行場は、長さ約三三〇メートル、幅約六〇メートルの滑走路を持つている。滑走路は、ほぼ南北に走っており、約三〇〇メートルのオーバーランが両端に付いている。

(情報公開法でとらえた在日米軍「梅林宏道著」)
その横田飛行場について、二〇〇六年五月一日、日米両政府が合意した「再編実施のための日米のロードマップ」(以下、ロードマップという)において、軍民共同使用の実施が約束されていた。日本政府は、横田飛行場の「軍民共用化」を、いわゆる「米軍再編の目玉」と位置付け、ロードマップの成果として大々的に国民に宣伝した。

ところが、最近になって、横田飛行場の「軍民共用化」が見送られる公算になったことが明らかに。その旨、マスコミ等で報じられている。

私は、いわゆる米軍再編は、日米軍事同盟の強化であり、米軍と自衛隊の一体化、融合化であること反対を表明し、批判し続けてきた。政府は、ロードマップに基づいて、沖縄においては、普天間飛行場の代替施設としての新基地建设を強行せんと画策する一方で、米軍再編の目玉と位置付けていた横田飛行場の軍民共用化については、米側の要求に屈してしまう有り様である。

以下、質問する。

一 日米両政府間で合意されたロードマップによると、「日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から十二ヶ月以内に終了する」となっている。

日米両政府は、いつから、どの機関において、横田飛行場の「軍民共用化」に関する検討会を立ち上げたのか。また、日本側の参加者の省庁別の氏名、肩書き、及びこれまでに開催された検討会の日時、場所等を明らかにした上で、検討会の開催状況に対する政府の見解を示されたい。

二 横田飛行場の「軍民共用化」に関する日米の検討会では、どのような具体的課題が挙げられ、同飛行場の運用体制の現状と「軍民共用化」に向けて、いかなる協議がなされたのか。また、検討会における二〇〇七年十月現在の検討協議の現状について、ロードマップに掲げる目標に向けて、着実に進捗していると考えているのかどうか、政府の見解を明らかにされたい。

三 横田飛行場の「軍民共用化」について、同検討会における政府の政策や立場、米側への主張内容を明確に示されたい。

四 ロードマップによると、横田飛行場の軍民共同使用の具体的な条件や、対応に関する検討は、開始から十二ヶ月以内で終了する旨、示されているが、それは間違いなのか。仮に終了しない場合、どのような対応をとるのか。米側が軍民共同使用に応じない場合の態度を含めて、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一六八第一三〇号
平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出横田飛行場の「軍民共用化」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出横田飛行場の

「軍民共用化」に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

日米両政府は、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から十二ヶ月以内に終了する」とされたことを受け、同年十月に日米両政府の実務担当者からなるスタディ・グループを立ち上げ、検討を進めているところである。

当該スタディ・グループにおいては、伊澤修外務省北米局日米地位協定室長が日本側議長を務めてきており、外務省、国土交通省及び防衛省の関係者が出席している。

当該スタディ・グループの会合は、これまでに平成十八年十月、同年十二月、平成十九年二月、同年三月、同年四月、同年六月、同年八月、同年九月の合計八回にわたり、東京又はワシントンで開催されているが、米国政府との協議の具体的な内容等については、これを公にすると米国政府との信頼関係が損なわれるおそれ

があること等から答弁を差し控えたい。政府としては、スタディ・グループにおける検討を可能な限り早期に終了できるよう、引き続き米側との協議に取り組んでいく考えである。

平成十九年十月十八日提出
質問 第一三一〇号

外務省職員のマイレージ利用に関する再質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員のマイレージ利用に関する再質問
問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第九七号)を踏まえ、再質問する。

一 現在在外務省において、局長職に就いている者の氏名を全て挙げられたい。

二 「前回答弁書」では、「外務省において確認した範囲では、右週刊誌の記述にある『局長』の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である」との答弁がなされているが、外務省において一の局長職に就いている者全員に対して確認作業を行ったか。行ったのなら、確認を行った日、場所、方法を具体的に説明されたい。二〇〇七年十月十一日号の「週刊新潮」七十四頁のコラム(以下、「コラム」という。)で触れられている「局長」については、当方は間違いなく一の局長職に就いている者の誰かが週刊新潮の取材に応じていることの確認を得ているところ、誠実な答弁を求め

る。

三 「前回答弁書」では、「外務省においては、国

家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)第三十四条に従い、職員の出張に際する航空賃の等級を決定している」との答弁がなされているが、公務出張に際し、外務省職員の等級によりどのように航空賃が設定されているのか、それぞれ明らかにされたい。

四 「前回答弁書」では、「出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用している」ということはなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていない」との答弁がなされているが、右答弁は、外務省職員が公務出張に際して航空機を利用する際、税金から支出された航空賃から私的にマイレージを取得することを容認することか。確認を求める。

五 外務省は、四のようにして取得したマイレージを、例えば「コラム」にあるように、公務出張に際して航空機を利用する際に自身の座席をアップグレードする等、私的な利益を得るために利用することは国家公務員としてふさわしい行為であると考えるか。

内閣衆質一六八第一三一〇号
平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマ
イレージ利用に関する再質問に対する答弁
書

一について

平成十九年十月二十二日現在、外務省におい
て、局長職に就いている者は次のとおりであ
る。

総合外交政策局長 河相周夫、アジア大洋州
局長 佐々江賢一郎、北米局長 西宮伸一、中
南米局長 三輪昭、欧州局長 原田親仁、中東
アフリカ局長 奥田紀宏、経済局長 小田部陽
一、国際協力局長 別所浩郎、国際法局長 小
松一郎、領事局長 谷崎泰明

二について

御指摘の週刊誌の記述については、平成十九
年十月十一日から十六日までの間外務省大臣官
房において確認を行った。

三について

外務省においては、国家公務員等の旅費に関
する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第三十
四条に従い、運賃の等級を三以上の階級に区分
する航空路による旅行において、(一)次官級以
上の職員が旅行を行う場合については最上級の
運賃、(二)次官級以外の指定職、七級以上の職
員及び五級以上の職員であつて長時間の旅行を
行う者については最上級の直近下位の級の運
賃、(三)右(二)に該当しない六級以下の職員に
ついては更に下位の級の運賃を支給することを
基本としている。

四について

先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質

一六八第九七号)七について述べたとおりで
ある。

五について

外務省において確認した範囲では、御指摘の
週刊誌の記述にある「局長」の発言について確認
されていないため、お尋ねについてお答えする
ことは困難である。

平成十九年十月十八日提出
質問 第一三二二号

「われらの北方領土」における記述内容の変更
に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「われらの北方領土」における記述内容の変
更に關する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一六八第九六号)では、
質問の意味を正確に踏まえた回答がなされていな
い。」「前回答弁書」は、「前々回答弁書(内閣衆質一
六八第二九号)及び「政府答弁書(内閣衆質一六八
第二八号)の内容を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」では、「我が国が北方四島の我
が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時
期、態様及び条件については柔軟に対応する考
えをとることとしたのは、ロシア側が千九百九
十一年後半以降示してきた姿勢を踏まえたもの
である。」との答弁がなされているが、右答弁で
いう「ロシア側が千九百九十一年後半以降示し
てきた姿勢」とはどのような姿勢か、具体的に
説明されたい。

二 一の「ロシア側が千九百九十一年後半以降示
してきた姿勢」を踏まえて、我が国が北方四島
の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還

の時期、態様及び条件については柔軟に対応す
る考えを有するに至る以前は、我が国は北方領
土問題解決に対してどのような姿勢で臨み、ど
のような対応をとっていたか説明されたい。

三 「前回答弁書」では、「政府答弁書」での答弁を
踏まえ、「北方四島の一括返還」とは、北方四
島を一つにくくり、四島全てが揃って同時期に
我が国に返還されることを指していると理解し
て良いか。との質問に対し、「先の答弁書(平成
十九年十月二日内閣衆質一六八第二八号)二に
ついてでお答えしたとおりである。」との答弁
(以下、「答弁一」という。)がなされている。一
方で、「我が国固有の領土である北方四島の帰
属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条
約を締結する」という基本の方針を堅持しつつ、
北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実
際の返還の時期、様態及び条件については柔軟
に対応する」とは、例えば北方四島の日本への
帰属が確認され、最終的に四島全てが日本に返
還されることが担保されるのならば、択捉、国
後、色丹、歯舞のそれぞれの日本への返還時期
が違つても良いという意味を指しているのか。」
との質問に対しては、「先の答弁書(平成十九年
十月二日内閣衆質一六八第二九号)二、三及び
六についてでお答えしたとおりである。」との答
弁(以下、「答弁二」という。)がなされており、
いずれも前回質問主意書での質問に真正面から
答えていないものである。

それでは、

「答弁一」…「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞
群島を一括して我が国に返還すること
を指すものと考えている。」

「答弁二」…「我が国固有の領土である北方四島
の帰属の問題を解決してロシア連邦と
の間で平和条約を締結するという基本
的方針を堅持しつつ、北方四島の我が
国への帰属が確認されれば、実際の返
還の時期、様態及び条件については柔
軟に対応する」

右の「答弁一」と「答弁二」の内容が指すもの
は、それぞれ異なるものか、または同じ意味を
指すのか、異なるまたは同じのどちらかで明確
な答弁を求める。

四 三で、同じであると政府が認識しているのな
らば、「答弁一」の「択捉島、国後島、色丹島及
び歯舞群島を一括して我が国に返還する」とい
う文言と、「答弁二」の「北方四島の我が国への
帰属が確認されれば、実際の返還の時期、様態
及び条件については柔軟に対応する」という文
言がなぜ同じ意味を指すと政府が考えるのか、
明確な説明を求める。

五 三で、異なると政府が認識しているのなら
ば、例えば前回質問主意書で触れている「われ
らの北方領土」の二〇〇四年版までと二〇〇五
年版以降の記述の変更(以下、「記述の変更」と
いう。)は、政府の北方領土問題に関する立場・
スタンス、考えの何らかの変更を示すものであ
ることに他ならないと考えるが、政府の明確な
説明を求める。

六 三で、政府が同じであると考え、かつ「記述
の変更」が政府の北方領土問題に関する立場・
スタンス、考えの何らかの変更を示すものでは
ないと考えているにしても、「われらの北方領
土」の一九九二年版からは「我が国固有の領土で
ある北方四島の帰属の問題を解決してロシア連

邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、様態及び条件については柔軟に対応する」との記述が見られるのに、「記述の変更」が二〇〇五年版から見られ、時間差があるのは不自然であると考えられる。「答弁一」と「答弁二」が同じ意味を指すのなら、二〇〇五年版以降も「記述の変更」を行う必要もなく、「前々回答弁書」及び「前回回答弁書」での政府の答弁は説得力がないと史料するが、政府の見解如何。

七 前回質問主意書では、「記述の変更」を決定した決裁書の有無を問うており、「われらの北方領土」二〇〇五年版作成の決裁書の有無を問うているものではない。「前回回答弁書」では相も変わらず「先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号)四及び五についてで答えた」とおりである。「と、極めて不誠実な答弁がなされている。」「われらの北方領土」二〇〇五年版作成の決裁書ではなく、「記述の変更」を決定した決裁書はあるか否か、あるまたはないのどちらかで答弁を求める。

八 実際は、ロシア側が一九九一年後半以降示してきた姿勢を踏まえた我が国の北方領土問題への対応を示すものが「答弁二」の内容にあたり、それ以前の対応は「答弁一」の内容にあたり、北方領土問題に際しての政府の姿勢が明確に変わっているのであり、「記述の変更」が「われらの北方領土」二〇〇五年版以降に見られるのは外務省の怠慢によるものではないのか。明確な説明を求める。

内閣衆質一六八第一三二号
平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する第三回質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、従来、我が国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦とのあらゆる対話の機会をとらえて、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの我が国の立場を粘り強く主張してきたところであるが、千九百九十一年後半以降、ロシア側より、過去の合意を尊重することを求め、同問題を法と正義の原則に基づいて解決すること、同問題の解決を先延ばしにしないこと、我が国との関係における最終的な戦後処理の達成が必要であること等の考え方が表明されたことを踏まえ、御指摘のような柔軟な対応をとることとしたものである。

三及び四について

お尋ねの「我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結する」という基本方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、様態及び条件については柔軟に対応する」との考え方と「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を一括して我が国に返還する」との考え方は、いずれも我が国固有

の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本方針を踏まえたものであるが、前者の考え方は、後者の考え方よりもより柔軟な対応を示したものであると考えている。

五、六及び八について

二〇〇一年版までの「われらの北方領土」におけるお尋ねの箇所の記述は、千九百八十八年以前に行われた我が国内閣総理大臣及び外務大臣による北方領土の現地視察について述べたものであったが、二〇〇二年版より、二十一年以降に行われた現地視察についても随時加筆してきたことを踏まえ、二〇〇五年版を作成する際、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、様態及び条件については柔軟に対応するという北方領土問題に関する政府の考えをより適切に反映するとの観点から御指摘の記述の変更を行ったものである。この記述の変更は、先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号)二、三及び六についてで答えたのとおり、北方領土問題に関する政府の立場の変更を示すものではない。

七について

御指摘の記述の変更については、先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号)四及び五について及び先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九六号)六についてで答えた決裁書に含まれている。

平成十九年十月十八日提出
質問 第一三三三号

平成二十年度予算の四十七兆三〇〇〇億円という上限目標に関する第三回質問主意書

提出者 滝 実

平成二十年度予算の四十七兆三〇〇〇億円という上限目標に関する第三回質問主意書
平成二十年度予算の四十七兆三〇〇〇億円という上限目標に関する再質問に對する平成十九年十月十六日の答弁書(以下「答弁書」という)に関して、再び質問する。

一 答弁書には年金の『平成十六年財政再計算』においては、平成二十年度までの経済前提については、「構造改革と経済財政の中期展望」二〇〇三年度改定参考資料(平成十六年一月十六日経済財政諮問会議提出)を基に算出している一方、平成二十一年度以降の長期の経済前提については、御指摘の「経済予測シミュレーション」によらず、過去の実績を基礎としつつ、長期間における平均的な経済成長の見込み等を推計する際に一般的に用いられる手法を用いて算出している」とある。平成二十一年までに行う「財政の現況及び見通し」の作成では、内閣府が公表した『日本二十一世紀ビジョン』で使われたモデル、あるいはその改良版が使われると理解しているのか。

二 年金財政においては、人口や経済の長期の趨勢がどのようになるかが重要であるということには同意するが、一〇〇年先まで考慮して現在の年金制度を決めるというやり方には賛成できない。例えば一〇〇年前にこのような制度があつて、資金を積み立ててくれていたら、一〇

し、経済政策の失敗により、デフレ脱却ができず、今年になって二〇〇七年度もデフレ脱却はできないということになり、成長加速も、財政健全化もまたもや先送りとなった。

平成十九年四月二十七日の答弁書でお認めになったように、日本経済の停滞の原因はデフレである。思い切った経済刺激策でデフレを脱却し、日本も諸外国並の経済成長ができるようにし、経済成長による財政再建を目指したらどうか。

四 「六について」で、デフレが債務のGDP比を増やしたかどうか、断定できないとある。しかし、「断定できない」との表現は答弁に窮したためと受け取らざるを得ない。

十%台に留まり、現在の百数十パーセントよりはるかに低い。つまり思い切った財政出動であれば、債務のGDP比はそれほど増やさず景気を回復させることが可能で、その後好景気が持続し、徐々に債務のGDP比は減少していくものと思われる。このことに同意するか。

八 十月十七日の経済財政諮問会議で名目成長率を三、〇%から二、二%に下方修正した場合、二〇一一年度にプライマリバランスを黒字化するには、最大で六、六兆円の増税が必要になるという試算が示されたことがマスコミで大々的に報じられている。成長率が下がり景気が悪くなったら政府は景気を下支えすべきなのに、追ひ打ちをかけるよう増税をして、更に景気

を悪くしようとするのは問題ではないか。あの試算は、そのようなことを意図したものなのか。もしそうでないのなら、マスコミがもっと正しく試算の意味を国民に伝えるように、政府もこのような試算の発表の際にはもっと注意を払うべきではないか。

九月十七日の経済財政諮問会議で提出された「有識者議員提出資料（給付と負担の選択肢について）」の中の試算Ⅱ（二〇〇七年度～二〇二五年度）で四頁に主要変数の動向が示されている。これを見ると、経済成長をしたほうが、そうでないほうに比べ、GDP比でみた医療・介護公費支出も、社会保障負担も、医療介護保険料もすべて低くなっている。つまり、経済成長が医療・福祉の負担を軽くするのである。だからこそ、政府が現在すべきことは、財政出動を行い、成長率を高めることである。財政出動は間違いない名目成長率を高める。短期間の財政

出動は国の債務を何十パーセントも増やすわけではないが、長期的に見れば、経済成長は、医療・福祉の負担を軽くし、財政健全化に大きな役割を果たすのではないか。これについて政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六八第一三三号
平成十九年十月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員滝実君提出平成二十年度予算の四十七兆三〇〇〇億円という上限目標に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出平成二十年度予算の四十七兆三〇〇〇億円という上限目標に関する第三回質問に対する答弁書

一について

平成二十一年までに行う「財政の現況及び見通し」の作成に用いる賃金上昇率等の経済前提をどのように設定するかについては、現在、社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会において、金融や経済の専門家により検討を行っているところである。

二について

年金制度は、人の一生にわたる非常に長期の制度であることから、少なくとも五年ごとに行う「財政の現況及び見通し」の作成における財政均衡期間（年金財政において収支を均衡させる期間をいう。）をおおむね百年間とすることが法律で定められている。

三及び七について

御指摘の「思い切った経済刺激策及び「思い切った財政出動」の趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、「経済財政改革の基本方針二〇〇七」（平成十九年六月十九日閣議決定。以下基本方針二〇〇七という。）等に沿って、成長力の強化等に取り組むこととしている。また、政府としては、我が国の極めて厳しい財政状況を放置すれば、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれがあり、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しないとの考え方に基つき、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」（平成十八年七月七日閣議決定）及び基本方針二〇〇七において、歳出・歳入一体改革を実行することとしたところであり、その実現に向け、正面から取り組むことが必要であると考えている。

四について

経済協力開発機構が本年六月に公表した「エコノミック・アウトルック八十一」によれば、イタリア共和国は、一九九三年以降、名目成長率は二・五パーセントから八パーセント程度で、一般政府部門の債務残高のGDP比は百十五パーセントから百三十パーセント程度で推移していることと承知している。

五について

御指摘の論文において用いられている「短期日本経済マクロ計量モデル（二〇〇三年版）」（以下「短期日本経済マクロ計量モデル」という。）は、経済理論を踏まえ、過去における変数相互の関係を精査した上で作成されたものである

が、これを含めた計量経済モデルによる計算結果は、誤差を伴うため、相当の幅をもって解釈すべきものである。さらに、短期日本経済マクロ計量モデルの主たる目的は、短期の経済変動の分析にあることに留意する必要がある。

「日本経済研究センター」による同様の試算については、詳細を承知しておらず、評価は差し控えたい。

六について

債務残高の対GDP比率は、国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、名目成長率と名目金利の推移によって増加する場合もあれば、減少する場合もあり、政府としては、「財政健全化はまだ道半ば」であるとの認識に基つき、先の答弁書（平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第七四号。以下「前回答弁書」という。）三から五まで及び八についてにおいて「二〇一〇年代半ばに向け、国と地方を合わせた債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げることを目指し、まずは二〇一一年度には、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化することとしている」と答弁したものである。

なお、政府としては、基本方針二〇〇七において、予算編成の原則として、景気を支えるために政府が必要を積み増す政策をとらないこととしており、前回答弁書三から五まで及び八について述べたとおり、基本方針二〇〇七等に沿って、成長力の強化等に取り組むことを通じて、安定した経済成長を続け、経済社会の各層に雇用拡大や所得の増加という形で成長の成果を広く及ぼしていくことが必要であると考えて

いる。

八について

御指摘の資料は、給付と負担の選択肢についての議論に資するために、経済財政諮問会議の有識者議員が同会議に提出したものである。

九について

政府としては、少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するためには、給付と負担の両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとする必要があると考えている。社会保障制度を維持していくためにも、経済成長は不可欠であり、基本方針二〇〇七等に沿って、成長力の強化等に取り組むこととしているが、現在の極めて厳しい財政状況等を踏まえれば、経済成長を維持しながら、歳出・歳入一体改革に取り組むことが必要であると考えている。

平成十九年十月十八日提出
質問 第一三三四号

肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問主意書

提出者 山井 和則

肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問主意書

厚生労働省は二〇〇二年八月九日、「命令書 厚生労働省発医薬第〇七二六〇〇二号」に対する「報告」として三菱ウェルファーマ社から肝炎患者のフィブリノゲン投与リスト「症例一覧表」等の報告を受けた。このたび、三菱ウェルファーマ社が四一八件の肝炎患者（以下、患者の症例リストを

持っているのみならず、その住所、氏名も把握していたことが明らかになった。にもかかわらず、本人への告知と病状の現状は把握されていない。人命にもかかわる非常にゆゆしき問題である。

「国民生活の保障及び向上を図り」「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること」を所掌する厚生労働省および政府の責任について、以下、質問する。

一 厚生労働省から十月十七日にいただいた回答文書（以下、回答文書「一」について）では、「当時の問題意識としては「肝炎対策の一環として」「対応が望ましい」としているが、当時、具体的にどういったことを行ったのか。「症例一覧表」の患者の方々に対しては、個別には何もしていないということか。

二 回答文書「二」については、「企業が一部の姓名を把握していることを、平成十四年の報告書作成時点には国は知っていたものと考えられる」とのことだが、舛添厚生労働大臣は十月十六日の参議院予算委員会において「個々の四一八名というのが、どなたであるか確定できませんから、従って一般的な肝炎対策について指示をした。それ以上のことにはやっていません」と答弁している。回答文書「二」について「同日の舛添大臣の答弁の違いについてお答えいただきたい。

三 厚生労働省から十月十二日にいただいた回答文書「三」について「患者は、自分が感染したことは知っているものと思われる」としているが、その理由として回答文書「三」については「患者は、自分が感染していることを、医師か

ら伝えられているだろうと推定したのみ」としている。ということは、感染を知らない患者も多い可能性があるのか。

四 回答文書「四」について「患者が、フィブリノゲン製剤等の使用があったことを医師から伝えられているかどうかについては把握していない」とのことだが、把握すべきではないか。

五 回答文書「五・七」については、「患者が感染している事実及びフィブリノゲン製剤等の投与の事実を知ることが望ましいのではないかと考える」とのことだが、積極的に知らせる義務を有していると考えないか。

六 回答文書「六」については、「患者に対して、フィブリノゲン製剤等の投与の事実と感染の可能性を伝えるよう企業に求めることについて検討」することだが、当時なぜ行わなかったのか。

七 六の「検討したい」との方針は、肝炎患者の四一八例「症例一覧表」にある方々の個人の特定を進めるとのことか。

八 肝炎患者の四一八例「症例一覧表」等の報告を受けた二〇〇二年七月九月当時の厚生労働省は肝炎対策においていかなる対応を行ったのか。

九 舛添厚生労働大臣は十六日の参議院予算委員会で、肝炎患者の四一八例「症例一覧表」について「個人情報の特定ができるかどうか」「企業が情報を持っているかどうか」「企業に対して出しなさい」という命令が法的にできるのかどうかのといった問題があり、「個人の症例が、だれがどういう症例であるかという特定はしていない」と答弁している。

法的に右のようなことはできると考えているのか否か。

右質問する。

内閣衆質一六八第二三四号
平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山井和則君提出肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問に対する答弁書

一、六及び八について

厚生労働省としては、平成十四年度からC型肝炎等緊急総合対策を実施してきたところであり、その中で、御指摘の「症例一覧表（以下「症例一覧表」という。）に記載されている症例に係る患者（以下「症例記載患者」という。）の方々に限らず、肝炎対策の一環として広く肝炎ウイルス検査の受検等の呼びかけなどを行ってきたところである。

お尋ねの平成十四年当時の症例記載患者の方々に対する個別の対応については、現在、その事実関係等について調査を行っているところである。

二について

御指摘の回答は、平成十四年当時に国が症例記載患者の方々を特定できていたという趣旨ではなく、国は三菱ウェルファーマ株式会社が患

者の姓名を把握していたと推測できたのではないかという趣旨を述べたものであり、このような回答の趣旨と御指摘の舛添厚生労働大臣の答弁の趣旨に違いはない。

なお、御指摘の回答及び御指摘の答弁の後、平成十九年十月二十二日に、一部の症例記載患者の方々について姓名や略名を記載した資料が保管されていることが判明し、その旨を記者発表したところであり、現在、資料の収集から公表に至る経過等についての調査を行っているところである。

三について

症例一覧表にある「肝炎疑い・関連症状」は、患者を肝炎等と診断した医師が当該患者にフィブリノゲン製剤が投与された事実がある旨を三菱ウェルファーマ株式会社に伝えた内容について同社が整理して記載したものである。このことから、多くの場合、医師は患者に対して肝炎に罹患していること等を話していたものと考えられる。

四及び五について

厚生労働省としては、患者が感染の事実及びフィブリノゲン製剤等の投与の事実を知り、必要な医療を受けることが重要であると考えており、平成十九年十月二十二日に、舛添厚生労働大臣が、三菱ウェルファーマ株式会社の承継法人である田辺三菱製薬株式会社に、症例記載患者にフィブリノゲン製剤等の投与の事実を伝えるとともに肝炎ウイルス検査の受検を呼びかけるよう指示したところである。これに対し、同社からは、当該指示に基づき対応する旨の回答があったところであり、厚生労働省とし

ては、同社の対応を通じて、症例記載患者が肝炎の罹患の事実又はその可能性及びフィブリノゲン製剤等の投与の事実についての情報を医師から得ていたかどうか把握できないか検討してまいりたい。

七について
御指摘の回答は、田辺三菱製薬株式会社に対し、症例記載患者を特定し、フィブリノゲン製剤等の投与の事実と感染の可能性を伝えるよう求めることについて、検討したいという意味である。

九について
お尋ねについては、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)に基づき、田辺三菱製薬株式会社に対する命令が可能かどうかといった点等についての検討が必要であると考え。

一、去る十月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木憲昭君提出国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)における大幅な定員削減問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第三回質問に対する答弁書

平成十九年十一月二日 衆議院会議録第八号 議長報告

衆議院議員末松義規君提出浄化槽の保守点検に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出海上幕僚監部による海上自衛隊補給艦給油量の誤差隠蔽に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月十九日提出
質問 第一三五号

国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)における大幅な定員削減問題に関する再質問
主意書
提出者 佐々木憲昭

国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)における大幅な定員削減問題に関する再質問主意書
平成十九年十月十六日受領の答弁書第九五号について、政府に再度質問する。

一 政府は、先の答弁書において「勤労学生を含む社会人の高等教育を受ける機会を充実することとは、現在においても、重要である」との見解を示した。さらに、「文部科学省としては、雇用形態に関係なく、勤労青年を含めた幅広い年齢層の人々に多様な柔軟な学習機会を提供していくことが重要であると考えている」とも述べている。

ここでいう「雇用形態に関係なく」とは、「正社員」に限定せず「非正規」で働く勤労青年をも対象としていることと理解して相違ないか。
二 先の質問主意書平成十九年十月五日提出において、「名古屋工業大学当局が」「勤労学生」とみなす対象を「正社員」だけに限定することは妥当といえるか。「妥当」とするならばその根拠は何か、明らかにされたい」と質した。しかし、政府はこの質問には答えず、むしろ、「どのような者を対象にどのような学習機会を提供すべきかについては、高等教育に対する様々な需要を総合的に勘案して、各大学が自主的・自律的に判断した結果を尊重すべきもの」とし、「大学の自主性・自律性」を理由に「正社員だけに限定することが妥当であるか否か」についての答弁を回避している。

① 名工大当局が、二部縮小の根拠としているのが「勤労学生が八人(六%)と大幅に減少している」ことであり、ここでいう「勤労学生」とは「正規の職員・社員のことである。先の答弁書にもあるように政府が、「雇用形態に関係なく」広く社会人に教育の門戸を開くことの重要性を今日も認めているなら、名工大当局が、根拠としている正社員のみを勤労学生とみなす考え方は、政府の立場と相容れないと考える。政府の見解を示されたい。

② 答弁書によると「高等教育に対する様々な需要を総合的に勘案」した結果、「各大学が自主的・自律的に判断した」とされる内容は、「尊重する」と強調している。名工大二部においては、いかなる実態をふまえて「総合的に勘案」したのか、明らかにされたい。

その際、少なくとも正規雇用で働く学生の割合、非正規雇用の割合、その他、働いていない学生の割合等を明らかにされたい。
③ 名工大当局が、二部縮小の根拠のもう一つ

の理由としているのが、「二部生の奨学金申請が少ない」「経済的に困難な学生は少ない」ということである。中日新聞(〇七年七月四日付)でも、「第二部の学生で、奨学金を申請する学生の割合は第一部よりも少なく、経済的な理由で第二部を志望している学生も少ない」と大学当局の見解を明らかにしている。

名工大二部の学費は、国立大学昼間部の半額の年間二十六万七千九百円であり、「日本一学費が安い」と学生たちに歓迎されている。私が、二部の学生たちから話を聞いた際、相次いで出されたのが、「家庭の事情で昼間部に行けなくて夜間部を選んだ」という声である。

名工大当局が二部縮小を「総合的に勘案」したうえで得た結果だとするならば、「経済的に困難な学生は少ない」という根拠を示された。併せて「家庭の事情などを含め、経済的事情で二部に進学した」学生は何割になるか、答弁を求める。

④ 二部生の奨学金申請が少ないというが、低所得層の人たちにとっては実質上返済が必要な奨学金の利用に消極的となる調査もあり、現に、私どもが二部の学生たちと懇談を行った際、「奨学金は借金なので、昼間働いて学費を払えるのであれば極力借りたくない」という声が多く出されている。加えて、名工大二部は学費が安く、フルタイムに近い就労も可能であることから、奨学金を借りずに(ローンを組まずに)何とかしのいでいける事情もある。実際、学生自治会のアンケートでは、三四%の学生が、自らの努力で授業料

の全額を払っており、そのうち七十七%の人が、「名工大二部以外では授業料を払えない」と回答している。

政府は、名工大当局が、このような二部学生の実態を把握したうえで、二部縮小に踏み出していることと承知しているのか、答弁を求めらる。

三 十月五日提出の質問主意書において「二部の廃止を指向することはもちろん、二部の定数を七分の一にまで削減する現計画も、名工大二部の存在意義を大きく変容させるものであることを指摘し、政府の見解を求めた。しかしながら、政府は明確な答弁を避けており、逆に二部の入学定員を縮減する一方で、大学院における社会人の受入れの拡充等を図る」名工大当局の方針を尊重する立場をとっている。

以下、改めて質問する。

① 質問主意書は、名工大二部の大幅縮小問題について質しているものであり、大学院の今後のあり方については、一言も触れていない。しかしながら、答弁書では、二度にわたって名工大当局の「大学院における社会人の受入れを拡充する方針」について言及している。それはなぜか。二部の大幅縮小と大学院の充実とはどのような関係があると考えているか。見解を求める。

② 高校を卒業し、何らかの事情で大学昼間部に進めなかった青年が、働きながら大学教育を受けたいと二部に進学するのが一般的なケースである。その二部の受入れ枠を極端に狭めることは、「勤労学生を含む社会人の高等教育を受ける機会を充実することは、現在

においても、重要である（平成十九年十月十六日付答弁書）とする政府自身の見解と大きく異なり、矛盾するものである。この矛盾をどう説明するのか。

③ 名工大当局は学生への説明会で「過去には」企業の理解が十分にあつて就学の保障があつたんですけども、そういう支援を考えている企業がどんどん少なくなつてきている（十月十日の説明会での学長の発言）ことを、今回の縮小の根拠の一つとしている。しかし、こうした企業の姿勢は、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」や「労働基準法施行規則」の精神に逆行しており、法令の精神に則つて事業主の姿勢こそあらためられるべきであり、二部の縮小の根拠にはなり得ないと考える。政府の見解を示されたい。

④ 社会人教育の重要性を認める政府の基本的見解と、名工大当局の考え方が大きく異なつていにも関わらず、「大学の自主的・自律的判断」の結果を尊重するのはなぜか。国立大学が独立行政法人化されたものでは、政府の基本的見解と異なることを行つても、「大学の自主的・自律的判断」として尊重するのか。具体的でわかりやすい答弁を求める。

四 今日、全国の国立大学工学部系において、二部・夜間部が存在するのは、室蘭工大、山形大、茨城大、群馬大、千葉大、電気通信大、名古屋工大、京都工芸繊維大、徳島大、琉球大、前橋工科大の十一大学、募集人員は合計七百二十人と承知している。これに相違ないか。変更があればその大学名、直近の募集人員ならびに

来年度の募集予定人員を当該の大学ごとに明らかにされたい。

加えて、これらの大学で、今後、二部・夜間部縮小の計画があるか、明らかにされたい。

五 前項でかかげた各地の大学で、名工大のように大幅な定員削減を進めることになると、二部の存在そのものが危ぶまれることになる。それは、大学夜間部について「勤労青年に対し高等教育を受ける機会を拡大する等の観点から、夜間部の充実に意を用いてきており、今後とも十分配慮してまいりたい」（平成元年六月二十三日、日本共産党佐藤昭夫参議院議員）当時Ⅱの質問主意書に対する答弁書と、政府も表明している「社会人教育の重要性」そのものが否定されることとなる。これは、大学二部の存在意義を根本から変容させるものといわざるをえないが、政府はどのように考えるか。見解を求めらる。

六 答弁書三の（一）定数削減計画の立案、実行に関わる手続きの問題について

① 二部縮減計画を七月三日に公表する前に、学生や教職員等の大学関係者の間で意見を求める機会があつたか。機会がなければなぜ設けなかったか。答弁を求める。

② 学生に対する説明会は、七月二十五日が最初であるが、その理由はなぜか。また、七月二十五日、十月二日、十月十日の各説明会への参加人数、今後の説明会等の計画を明らかにされたい。

③ 平成十五年六月五日、参議院文教科学委員会の質疑で、与党である公明党議員が次のように質している。「法人化によって大学側が

学部だとか学科とか、そうしたものをいろいろ裁量で変えていけると。急に大学生が目指していた学科がぱつとなくなつちゃうということもあるのかなと。……受験生が振り回されることとならないように何らかの配慮が必要だと思ふんですが、文科省としてはどういうことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか」

これに対し、河村建夫・文部科学副大臣（当時）は、「……十二月下旬の政府予算原案成立後の募集要項の発表など、予算の流れを踏まえてこれまで実施していたところでございますけれども、これを法人化後におきましては、それぞれこれまで以上に早期に対応することが可能にするということにいたしました。予算ができないうちからというように、早くとらえて、やっぱり学生の方を向いて、早く事前にそういう方向をPRする、知らせるということをやります」と述べ、このようにしておるわけでございます」と述べ、そのうえで「なお、教育研究組織の見直しについては、各大学の個別な事情だけではなくて、学生を始め社会や地域のニーズを踏まえて、各大学がやっぱり創意工夫を生かしながら責任ある対応を取ってもらいたいと考えておりますから、委員の御指摘のように、いわゆる大学に入ろうとする人たちの期待に反するようなことにならないように最大の注意を払つて大学運営をやつてもらふということとを期待をいたしておるわけでありまして」と答弁している。

そこで質問する。

答弁では、法人化によつて各大学の裁量が拡大するだけに、これまで以上に学生の方を向いて事前に早く知らせる、これから大学に入ろうとする人たちの期待に反してはいけない、個別の大学の事情だけでなく学生を始め社会や地域のニーズを踏まえて、大学が責任ある対応をとらなければならない、ということが強調されている。この趣旨に鑑みて、名工大当局の進めている大幅な二部縮小計画は、学生だけでなく高校関係者、地域・社会の関係者などへの必要な説明と理解の促進その他、実行の手法において十分なものだと考えるか。あるいは、検討を要するものであると考えるか。明確な見解を求める。

内閣衆質一六八第一三五号

平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)における大幅な定員削減問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐々木憲昭君提出国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)における大幅な定員削減問題に関する再質問に対する答弁書

一について
御指摘の答弁における「雇用形態に関係なく」

とは、正規の職員・従業員であるか、非正規の職員・従業員であるかを問わないという趣旨である。

二について

国立大学法人名古屋工業大学(以下「名工大」という。)では、工学部第二部(以下「第二部」という。)の受験倍率が減少傾向にあること、第二部の入学者に占める正規の職員・従業員の数及び割合も減少傾向にあり、平成十九年五月に名工大が実施した調査に回答した第二部の第一次学生のうち、見習いを含む正規の職員・従業員が約六パーセント、それ以外の労働形態で働いている者が約五十二パーセント、働いていない者が約四十二パーセントとなっていること、第二部の社会人特別選抜の志願者数及び入学者数が減少傾向にあること、平成十八年度において、第二部の第一次学生に占める独立行政法人日本学生支援機構による奨学金(以下「奨学金」という。)の受給者の割合が工学部第一部の約四分の一であること、他方で、名工大の大学院博士前期課程における社会人対象のコースの志願者数が毎年募集人員を超過していること等を総合的に勘案した結果、限られた教員及び施設等を有効に活用しつつ、名工大に対する様々な高等教育の需要に的確に対応するためには、第二部の入学定員を縮減する一方で、第二部における教育方法の充実や大学院における社会人の受入れの拡充等を図る必要があると考えたとの通知している。

名工大によれば、非正規の職員・従業員である学生の労働条件や個々の学生の経済的事情等

の実態を詳細に把握することは困難であるとのことであり、文部科学省としては、名工大が第二部の入学定員の縮減等の計画(以下「縮減計画」という。)を検討するに当たって、第二部の入学者に占める正規の職員・従業員の数及び割合が減少傾向にあることや、第二部の学生に占める奨学金の受給者の割合が比較的低いこと等を勘案したことは、雇用形態に関係なく、勤労青年を含めた幅広い年齢層の人々に多様で柔軟な学習機会を提供することが重要であるとの考えに反するものではないと考えている。

三の①について

二についてで答えたとおり、名工大においては、第二部の受験倍率が減少傾向にあること等の第二部の現状と大学院博士前期課程における社会人対象コースの志願者数が毎年募集人員を超過していること等を総合的に勘案した結果、限られた教員及び施設等を有効に活用しつつ、名工大に対する様々な高等教育の需要に的確に対応するためには、第二部の入学定員を縮減する一方で、第二部における教育方法の充実や大学院における社会人の受入れの拡充等を図る必要があると考えたとの通知しており、御指摘の答弁は、この旨を述べたものである。

三の②について

文部科学省としては、二についてで述べた名工大の考えは、勤労学生を含む社会人の高等教育を受ける機会を充実することが重要であるとの見解に反するものではないと考えている。

三の③について

名工大によれば、平成十九年三月に実施した

調査に回答した企業のうち、従業員に工学部夜間部への就学を「強く勧めている」、「勧めている」又は「ある程度勧めている」と回答したものの割合が約五パーセントであったとのことであり、文部科学省としては、このような名工大を取り巻く客観的な状況は、名工大が縮減計画を検討するに当たっての一つの勘案要素となり得るものと考えている。また、厚生労働省として、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)第四条第一項の規定に基づく「労働時間等設定改善指針」(平成十八年厚生労働省告示第九十七号)等の趣旨の周知徹底を図っていることについては、衆議院議員佐々木憲昭君提出国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)における大幅な定員削減問題に関する質問に対する答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九五号)二の(一)について述べたとおりである。

三の④について

三の②についてで述べたとおり、文部科学省としては、二についてで述べた名工大の考えは、勤労学生を含む社会人の高等教育を受ける機会を充実することが重要であるとの見解に反するものではないと考えている。

なお、文部科学省としては、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十三号)第三条の規定により、国は、国立大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならないとされており、同法の国会審議における附帯決議においても、政府及びその関係者は、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化を図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること

とが求められていることを踏まえ、各国立大学においてどのような者を対象にどのような学習機会を提供すべきかについては、高等教育に対する様々な需要を総合的に勘案して、各大学が自主的・自律的に判断した結果を尊重すべきものと考えているものである。

四について

工学関係の夜間学部を設置し、又は工学関係の学部において主として夜間の時間帯において授業を行う履修上の区分(以下「夜間主コース」という。)を設けている国立公立大学は御指摘のとおりであり、当該夜間学部及び夜間主コースの入学定員の合計も御指摘のとおりである。

御指摘の大学のうち、名工大が第二部の入学定員を縮減するほか、国立大学法人千葉大学の工学部都市環境システム学科においては、従来、主として昼間において授業を行う履修上の区分の入学定員が四十名、夜間主コースの入学定員が五十名となっているものについて、平成二十年度に双方の区分を統合し、第三次以降は昼間及び夜間の双方の時間帯に授業を行う履修上の区分を設け、その入学定員を五十名とする方針であるものと承知している。

五について

文部科学省としては、各国立大学における夜間学部又は夜間主コースの入学定員の縮減等の計画について、当該大学に対する高等教育の需要を的確に反映しているか否かなどの観点から、適切に対応してまいりたいと考えている。

六の①及び②について
名工大においては、教員に対して、例えば、

平成十九年六月六日に教授会に縮減計画について報告したことである。

他方、名工大においては、第二部の入学定員の縮減後も、現に在籍する学生に対しては現行の教育課程を引き続き提供する方針であるため、学生に対しては、同年七月三日の公表前は、縮減計画について特段の説明等を行わなかったことである。

また、名工大がこれまで実施した各説明会への学生の参加人数は、同年七月二十五日は約五十名、同年十月二日は約三十五名、同月十日は約三十名であり、今後更に同年十一月一日に開催を予定していることである。

六の③について

名工大においては、学生に対する説明のほか、愛知県及び名古屋市の教育委員会の関係者、愛知県の高等学校の関係者並びに学生の保護者等に対して、縮減計画の説明を行ったこととあり、文部科学省としては、名工大の判断において必要な説明が行われたものと考えている。

平成十九年十月十九日提出
質問 第一三六号

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問主意書

一 一般に、外務省職員が公務出張に際して航空

機を利用することで取得したマイレージは、外務省職員個人または外務省のどちらのものになるか説明されたい。

二 二〇〇七年十月十六日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第九七号)で触れている、同年同月十一日号の週刊新潮七十四頁のコラムの中で、外務省の局長の一人(以下、「局長」という。)が「マイルが百万マイルも溜まっていますのでファーストクラスにアップグレードします」と述べているが、「局長」が述べている百万マイルは邦貨換算でいくらになるか。

三 過去三年間、外務省職員が公務出張により費やした航空賃の額と、航空機を利用した際に取得したマイレージは邦貨換算でいくらになるかを明らかにされたい。

四 二〇〇七年八月十五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六七第五号)では、着服について「着服とは、一般に、金品などをひそかに盗んで自分のものにすることを意味すると承知している。」、横領について「横領とは、一般に、自己の占有する他人の物を不法に領得することを意味すると承知している。」、と、着服と横領の定義がなされているが、一で、外務省職員が公務出張に際して航空機を利用することで取得したマイレージが外務省職員個人ではなく外務省組織のものであり、「局長」の百万マイルのマイレージが公務出張により貯めたものならば、それは右で定義されている着服または横領に該当するか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六八第一三六号
平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問に対する答弁書

一及び四について

御指摘のマイレージは、航空会社が旅客に対して搭乗距離に応じて計算するポイント数に基づき、航空会社が提供するサービスの名称であるが、外務省として、その内容を把握する立場にはなく、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、一般に犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき判断すべきものであると考えている。

二について

外務省において確認した範囲では、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の点については関係する情報を取りまとめた資料が存在せず、また、新たに調査を行うことは膨大な作業を必要とすることから、お答えすることは困難である。

平成十九年十月十九日提出
質 問 第一三三 七号

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」
を示す米公文書に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一〇一号)において政府は、二〇〇七年十月七日付読売新聞一面と二面に、一九七二年の沖縄返還後に米軍が有事に際して核を持ち込むことを認めた日米間の密約(以下、「密約」という)が一九六九年十一月の当時の佐藤栄作首相とニクソン米大統領とで行われた首脳会談で取り交わされていたことを示す米政府の文書が見つかったとの記事(以下、「読売記事」という)について、「御指摘の記事については承知しているが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という)の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否を問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」と答弁(以下、「答弁」という)している。右を踏まえ、再質問する。

一 「読売記事」で触れられている、当時のキッシンジャー大統領補佐官が首脳会談の進め方をニクソン大統領に説明する資料としてのメモ(以下、「メモ」という)は米国立公文書館で発見されたものであると承知するが、在米日本大使館の職員等が米国立公文書館に赴き、直接「メモ」を確認したか。「答弁」は、外務省若しくは政府職員が「メモ」を直接確認した上でのものであるか。

二 一で、外務省若しくは政府職員が直接何の確認もしないで「答弁」をしているのならば、政府が「答弁」を作成したのは、極めて不誠実であり、何の説得力もないと考える。政府の考えがあくまで「答弁」の通りであるならば、まずは米国立公文書館に足を運び、直接「メモ」を確認するのが当然であると考え、政府の見解如何。

三 「前回答弁書」で、「読売記事」の中にある「ないものはない。日本政府はそんな文書は持っていない。だから何とも言えない」とのコメントを二〇〇七年十月六日夕方に出した外務省幹部の官職氏名を問うたところ、「外務省として、御指摘の記事における『コメント』の具体的内容を確認することができないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右コメントで「ないものはない。日本政府はそんな文書は持っていない。だから何とも言えない」と言っているのが「メモ」のことを指すのは、普通に記事の前後の文脈から理解できる話であり、それを「具体的内容を確認することができない」とするのには、質問に対する外務省の姿勢が極めて不誠実であるか、または外務省の文章理解能力が極めて低いかのどちらかを指すものであると考える。「メモ」の存在について右のコメントを二〇〇七年十月六日に出した外務省幹部とは誰か、再度確認作業を行った上で答弁することを求める。

内閣衆質一六八第一三七号
平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という)の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否を問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はなく、外務省としては、御指摘の確認をする必要はないと考えている。

三について

先の答弁書(平成十九年十月十九日内閣衆質一六八第一〇一号)三及び四について述べたとおりである。

平成十九年十月十九日提出
質 問 第一三八号

富山県における冤罪判決に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

富山県における冤罪判決に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一一一号)を踏まえ、再質問する。

一 強姦などの疑いで富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した柳原浩氏の再審判決公判が二〇〇七年十月十一日、富山地裁高岡支部で行われ、藤田敏裁判長は柳原氏に無罪を言い渡し、柳原氏の無罪が確定した事件(以下、「富山事件」という)につき、柳原氏の捜査を担当していた責任者の官職氏名を問うたところ、「個別具体的な事件の捜査を担当する検察官の官職氏名については、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。」との答弁がなされているが、「富山事件」は司直による審査が既に終了しており、また新聞等による報道で事件自体広く国民に知れわたっている。「富山事件」を担当した責任者の官職氏名を明らかにすることで今後の捜査活動に支障がもたらされることは考えにくいところ、「富山事件」を担当した責任者の官職氏名を明らかにされるよう、再度求める。

二 「前回答弁書」では、冤罪の定義について「お尋ねの『冤罪』については、法令上の用語ではなく、様々な意味で用いられることがあるものと承知しており、お尋ねについて一概に答弁することは困難である。」との答弁がなされているが、例えば二〇〇七年五月十一日の衆議院法務委員会において、長勢前法務大臣は「冤罪という言葉は、いろいろな意味で使われるのかもしれないが、有罪になった方が実は無罪であったというケースが一般的に冤罪と言われているのではないかと思います。」と答弁している。右

長勢前法務大臣の答弁に対する政府の見解如何。

三 前回質問主意書で、柳原氏を起訴する決定を下した経緯及び「富山事件」が起きた原因につき問うたところ、「前回答弁書」では、「富山地方検察庁高岡支部においては、捜査の結果、『富山事件』において被告人とされた方が未遂事件及び既遂事件について各自白していたことと両事件の被害者らの供述に基づいて作成された似顔絵と似ていたこと等の証拠を総合的に評価し、同氏を両事件につき起訴したものと承知している。」「富山事件」において被告人とされた方については、未遂事件及び既遂事件の両被害者の供述に基づいて作成された似顔絵と似ていたことから犯人ではないかとの疑いが生じ、両被害者がいわゆる写真面割において同氏の写真を犯人として選んだことと同氏が自白したこと等から、両事件について逮捕・起訴され、富山地方裁判所高岡支部において、同氏が公判廷で両事件の公訴事実を認める旨の供述をしたことを含め、公判廷で取り調べられた証拠に基づき、両事件につき有罪であると認定されて懲役三年に処する旨の判決が言い渡され、同判決に対する控訴がされないまま控訴期間が経過し同判決が確定したことから、同氏に対して刑の執行がなされ、同氏が服役するに至ったものと承知している。」との答弁がなされているが、では無罪であった柳原氏が犯行を認めるウソの自白をさせられるに至るまで、富山地検によりどのような取り調べが行われたのか、取り調べの模様、総時間、取り調べた検事の人数につき、詳細に明らかにされたい。

四 二〇〇七年一月二十六日付読売新聞夕刊一面の記事(以下、「読売記事」という。)には、柳原氏が受けた取り調べの様子が詳細に書かれている。『読売記事』には、「身内の者が間違いないと言っている」と何度も告げられ、やっていないと言つても信用されるわけがないと思つた。言われるままに認めざるを得ない状況だつた。『うん』か『はい』以外に言うな。『いいえ』という言葉を使うなと言われた」と、当時の取り調べの様子についての柳原氏のコメントが載っているが、「富山事件」に関して、柳原氏の取り調べで検察官が右のような言葉を発したという事実はあるか。「富山事件」に関し、柳原氏がウソの自白をするに至つたのは、三の富山地検による取り調べが極めて非人間的なもので、柳原氏を精神的に追い詰めたことが原因ではないのか。

五 「前回答弁書」で、「富山事件」の捜査について、最高検察庁が調査・検討したところによれば、検察官において、客観的な証拠の吟味が十分ではなかつたほか、自白の信用性について慎重に検討する姿勢が足りなかつたなどとされているものと承知している。」との答弁がなされ、検察官の過失を政府が認めておきながら、一方では「富山事件」において被告人とされた方の取調べを担当した検察官については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項に規定する懲戒処分に応ずる事由はなかつたと認められる上、御指摘の「富山事件」については、最高検察庁においてその捜査・公判活動について調査・検討し、組織として再発防止策を講ずることとしており、同検察官及びその監督者について処分をするなどの必要はないものと考へている。」と、「富山事件」に関わつた検察官及びその監督者を処分する必要はないとの答弁がなされている。しかし、柳原氏に対する富山地検の取り調べは、四にあるように柳原氏を心理的に追い込む極めて非人間的なものであり、国家公務員法第八十二条第一項で規定する「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当するのではないか。政府の見解如何。

六 「前回答弁書」では、「富山事件」について「最高検察庁においてその捜査・公判活動について調査・検討」するとの答弁がなされているが、最高検察庁での「富山事件」の捜査・公判活動に関する調査・検討の進捗状況を明らかにされた。七 「前回答弁書」では、「富山事件」について「組織として再発防止策を講ずる」との答弁がなされているが、具体的にどのような再発防止策を講じているのか。本年一月二十六日の閣議後記者会見で、「富山事件」について当時の長勢法相が「捜査に若干、不十分な点があつた。証拠に基づいた捜査を徹底するよう指示する」と述べていると承知するが、その当時、長勢法相からはどのような指示が下されているか明らかにされたい。

八 「富山事件」に関わつた検察官及びその監督者を処分せずに、「富山事件」のような事件の再発を防ぐことはできると政府は考へているか。取り調べを録画・録音するなどの方法により、取り調べの可視化を図るなど具体的な策を講ずる必要があると考へるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一三八号
平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する再質問に対する答弁書

一 について

先の答弁書(平成十九年十月十九日内閣衆質一六八第一一一号。以下「前回答弁書」という。)一について述べたとおり、個別具体的な事件の捜査を担当する検察官の官職氏名については、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控へたい。

二 について

「冤罪」については、法令上の用語ではなく、様々な意味で用いられることがあるものと承知しており、御指摘の長勢前法務大臣の答弁は、「冤罪」の意義の一例について述べたものと考えている。

三及び四 について

御指摘の「富山事件」において被告人とされた方の取調べを担当した検察官は、平成十四年四月十六日に送致を受けた強姦未遂等の事件(以下「未遂事件」という。)について、弁解録取の手続を行った後、未遂事件について少なくとも二回の取調べを行い、その後、同年五月七日に送致を受けた別の事件である強姦等の事件(以下「既遂事件」という。)について、弁解録取の手続を行った後、既遂事件について少なくとも一回

の取調べを行い、同月二十四日に既遂事件につき起訴した後、未遂事件について少なくとも一回の取調べを行い、同年六月十三日、未遂事件につき起訴したものと承知している。この間の検察官による取調べの合計時間は、正確には把握できないが、おおむね合計約十時間前後であり、取調べを担当した検察官は一名であるところ、当該検察官が御指摘のような発言をした事実は認められていないものと承知している。

また、最高検察庁が調査・検討したところによれば、被告人とされた方が「積極的に犯行状況について供述するのではなく、検察官が」同氏を「誘導することにより供述を得ていたことが窺われる」とされているものと承知している。

五について

前回回答弁書六及び七について述べたとおり、「富山事件」において被告人とされた方の取調べを担当した検察官については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかったと認められる。

六について

最高検察庁は、御指摘の「富山事件」の捜査・公判活動について調査・検討を行い、平成十九年八月十日に報告書を公表したものと承知している。

七及び八について

最高検察庁としては、平成十九年八月十日に公表した報告書において、いわゆる消極証拠を含め収集した証拠を慎重に吟味すること、警察から送致を受けた事件についても検察官が早い段階から積極的に捜査に関与するなどして適切

に警察と連携を図ること、事件を担当する検察官を指揮監督する立場にある検察官において適切な指揮・指導に努めること、適切な捜査態勢を確立すること等に十分留意すべきであるとし、今後も、適正な捜査・公判の実現に向けての協議・研修を実施することとしているものと承知している。

また、長勢前法務大臣は、平成十九年二月十四日、検察長官会同において、適正な捜査の徹底に努めるよう訓示を行い、さらに、同年四月五日、検事長会同において、検察として今回の一連の事態を重く受け止め、十分検討した上で、国民に信頼される検察として責任を果たしていくべく格段の努力をするよう訓示を行った。

御指摘の「富山事件」に関わった検察官及びその監督者については、前回回答弁書六及び七について述べたとおり、処分する必要があるものと考えている。

現在の刑事訴訟の実務上、適正な取調べによって得られた被疑者の供述が事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしていることにかんがみると、取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、被疑者と取調官との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがあるほか、取調べ中における組織犯罪に関する情報収集や関係者の名誉・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれがあるなどの問題があるので、慎重な検討が必要であると考

平成十九年十月十九日提出
質問 第一三九号

ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第三回質問主意書

「前回回答弁書」(内閣衆質一六八第一〇四号)を踏まえ、再度質問する。

一 二〇〇七年九月二十七日、ミャンマー治安部隊がジャーナリストの長井健司さんを射殺した事件(以下、「事件」という。)が発生してから、野川保品在ミャンマー特命全權大使(以下、「野川大使」という。)はミャンマー政府に対してどのような抗議を行い、「事件」の真相究明及び長井さんが所持していたビデオカメラ(以下、「ビデオカメラ」という。)の返還を訴えてきているか。「野川大使」が抗議を行った、真相究明及び「ビデオカメラ」の返還を訴えた日にち、場所及びミャンマー政府の誰に対して行い、訴えてきているか、それぞれ明らかにされたい。

二 「前回回答弁書」では、「事件の真相究明及びビデオカメラの返還について、現時点で、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府からの回答は得られていない。」「政府としては、事件の真相究明及びビデオカメラの返還に関する我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めつつ、対応を検討していくことが適当と考えている。」との答弁がなされているが、長井さんを銃撃したミャンマー軍兵士が「ビデオカメラ」を取り上げ、持ち去る姿が各種

メディアによる報道により確認されている。右のような悠長な態度で臨むのではなく、具体的期日をミャンマー政府に突きつけ、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還を求める必要があると考えるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一三九号
平成十九年十月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第三回質問に対する答弁書

一 及び二について
お尋ねの野川ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)駐劄特命全權大使によるミャンマー政府への対応は、例えば、平成十九年十月八日、チョー・トゥー・ミャンマー外務副大臣に対して、また、同月十四日及び二十四日、ニャン・ウィン外務大臣に対して行われた。御指摘の点については、政府としては、引き続き真相究明及びビデオカメラの返還に関する我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めつつ、対応を検討していくこととしている。

平成十九年十月二十二日提出
質問 第一四〇号

浄化槽の保守点検に関する質問主意書

提出者 末松 義規

浄化槽の保守点検に関する質問主意書

これまで二回にわたり浄化槽の保守点検について質問してきたが、答弁はいずれも不十分なものであると受け止めている。国が業者の利益擁護に回るか、国民側に立っているかは大きな問題であることを予め申し添える。

本件は、十年間に百億円を超える金が出ており、その費用便益が適切なものであったのか真剣に検討されねばならない重要な課題である。よって浄化槽の保守点検について、以下質問する。

一 平成十五年度に岡山県、岡山市が浄化槽水質管理実施要綱において、浄化槽の保守点検回数を年十二回と定めた際、岡山県及び岡山市担当者より、要綱の内容について相談等はなかったか。また、その時どのように答えたか。

二 岡山県下一円一律年十二回保守点検回数と定めた浄化槽水質管理実施要綱の内容について、指導・監督責任者として、内容を検証したことはあるか。また、検証する必要性についての議論はなかったか。さらに、「法定点検一回に加え」年三回の保守点検でよい浄化槽を十二回行わなければならない必要性和作業内容を詳細に説明することは出来ないかと考える。」との意見もあるが、十二回点検の必要性を具体例で説明願いたい。

三 (法定点検一回に加え年三回の保守点検回数でよいとされる浄化槽の使用者より、年十二回

の保守点検回数について、必要性、作業内容の説明を求められた場合、国としての回答を伺いたい。

四 保守点検の技術上の基準を踏まえた必要作業時間は、小型合併浄化槽で一基当たり何分必要と考えるか。

五 岡山市内だけで当該年に本来必要と思われる四回の点検以外の保守点検にかかった費用は、十年間で百億円以上である。岡山県全域では三百億円以上となる。この様な膨大な費用を市民に負担させることは問題があると考えが如何か。

岡山市 七九六九三基×一九八〇円×八回×十年＝二六億二二三七万円
岡山県 二〇四〇二四基×一九八〇円×八回×十年＝二二三億一七四〇万円

六 環境省は、岡山県下一円一律に十二回の保守点検を要綱により義務付ける必要性には無理があると承知しながら、未だ適正な指導をしないという姿勢は、行政の軸足が本来市民・国民側に立つのが当然であるにもかかわらず、業者側の利益擁護に配慮しすぎているのではないかとの見方がある。この見解に対する環境省の立場如何。

右質問する。

内閣衆質一六八第一四〇号

平成十九年十月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員末松義規君提出浄化槽の保守点検に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員末松義規君提出浄化槽の保守点検に関する質問に対する答弁書

一について

環境省としては、岡山県及び岡山市担当者から、御指摘の要綱(以下「要綱」という。)の内容について御指摘のような相談等を受けたという事実は確認できなかった。

二及び三について

要綱については、国が、御指摘のように「指導・監督責任者として、内容を検証」したことはなく、同様に、これまでに「検証する必要性についての議論」が行われたこともない。

御指摘の「十二回点検」及び「年十二回の保守点検」については、要綱に規定されているものを指していると考えられるが、要綱は岡山県又は岡山市における自治事務として定められているものであり、その内容については、岡山県又は岡山市において説明されるべきものである。

四について

浄化槽の保守点検は、個々の浄化槽の処理方式、種類、使用状況等に応じて行われるものであり、それに要する作業時間を一概にお答えすることは困難である。

五について

浄化槽の保守点検における料金については、個々の浄化槽管理者と保守点検業者との契約に基づいて決められるものであり、環境省としては、御質問にお答えする立場にないと考える。

六について

先の答弁書(平成十九年八月十五日内閣衆質

一六七第七〇号)一についてでお答えしたとおり、浄化槽の保守点検については、平成十八年五月十七日付け環境対発第〇六〇五一七〇〇一号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」において、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において行われた議論の整理の概要等として、「例えば、通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に一回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかと意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性和作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に一回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」との記載があり、こうした記載も参考として、浄化槽の保守点検が行われるべきものとする。

平成十九年十月二十二日提出
質問 第一四一号

政治資金の透明性に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政治資金の透明性に関する質問主意書

一 二〇〇七年十月二十日付毎日新聞一面に、「領収書なし 冬柴氏九十二% 岡田氏七十九% 閣僚・民主幹部の政治資金使途 五万円未満不要 現行法の限界浮き彫り」との見出し

で、民間出身を除く福田内閣の全閣僚及び民主党幹部の政治資金支出について、政治資金の支出総額の内、領収書の写しを添付する必要のない支出の割合は最も高い閣僚で九十二・一%、最も低い閣僚で二十五・六%と、閣僚間で透明性の割合に差があり、現行の政治資金規正法の透明性を高める上での限界を報じている。閣僚間で透明性にこれだけ差があることは、国民に対して政治資金に対する不信感を助長することにはならないか。政府の見解如何。

二 現行の政治資金規正法では、事務所費などの経常経費と、五万円未満の政治活動費については領収書の添付は義務付けられていない。政治資金規正法の改正に向け、現在政党内閣協議が行われていることは承知しているが、内閣として、大臣、副大臣等の認証官は、自身の政治資金について透明性を高め、使途などについて国民に情報を開示することがあるべき政治姿勢であり、全ての支出について領収書を公開するなどの方策により、進んで自ら全ての政治資金の使途などについて明らかにすることが、国民の政治に対する信頼回復の一助となると考えるか。

内閣衆質一六八第一四二号
平成十九年十月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年十一月二日 衆議院会議録第八号

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘にもあるように政治資金の透明性を向上させることは重要であると認識しているが、政治資金に関する仕組みは政党その他の政治団体の活動の在り方と密接に関連する事柄であるため、政治資金収支報告書への記載及び領収書等の写しの提出に関する現行の基準を変更すべきか否かについては、各党各会派において十分御議論いただきたいと考えている。

二 について
現行の政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)では、経常経費及び政治活動費で一件当たりの金額が五万円未満の支出について、個別の支出内容の報告等は求められていない。お尋ねは、個人の政治活動に関するものであることから、政府としてお答えすることは差し控えた。

平成十九年十月二十二日提出
質問 第一四二号

海上幕僚監部による海上自衛隊補給艦給油量の誤差隠蔽に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

海上幕僚監部による海上自衛隊補給艦給油量の誤差隠蔽に関する質問主意書
一 海上自衛隊の補給艦が二〇〇三年二月にインド洋で米補給艦に給油した量を巡り、二十万ガロンから八十万ガロンへと防衛省が訂正した問

題で、海上幕僚監部が二〇〇三年当時から誤りに気づいておきながら、当時の防衛庁長官に真実を報告せず、隠蔽していたこと(以下、「隠蔽」という。)が明らかになったが、なぜ「隠蔽」は行われたのか。その原因、経緯を明らかにされたい。

二 二〇〇三年五月九日、当時の福田官房長官が記者会見で「キティホークの燃料消費は一日二十万ガロンで、(海自提供の燃料は)ほとんど瞬間的に消費してしまう。イラク関係に使われることはあり得ない」と述べ、また当時の石破防衛庁長官は同年同月十五日の参議院外交防衛委員会会で「アメリカに確認したところ、二月二十五日に米補給艦に二十万ガロン燃料提供した」と答弁しているが、福田官房長官と石破防衛庁長官が右の答弁を行う以前に海上幕僚監部が「隠蔽」を行い、両氏に対して真実を伝えていなかったということか。

三 「隠蔽」に主導的役割を果たした人物及び「隠蔽」に第一義的責任を負う人物は誰か。「隠蔽」に関わった人物の官職氏名を全て明らかにされたい。

四 二〇〇七年十月二日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第四三三号)では、二〇〇三年二月のインド洋における海上自衛隊の補給艦による米補給艦への給油量が二十万ガロンではなく八十万ガロンであったことについて、「これは、平成十五年当時、海上幕僚監部において給油量に関するデータを集計する作業を行った際、当該米補給艦への給油量を他の艦船への給油量と取り違えて入力した事務的な誤りによるものである。」との答弁がなされているが、右の事務的な誤りに政府が気づいたのはいつか。

五 「隠蔽」が発覚したのはいつか。

六 四の事務的な誤りに政府が気づいてから、五の「隠蔽」が発覚するまでの間、なぜ政府は「隠蔽」に気づかなかったのか。

七 三の人物に対してどのような処分が検討されているか明らかにされたい。

八 二〇〇七年十月二十二日の朝日新聞一面には、「当時の担当者は二十万ガロンから八十万ガロンに増えても、イラクへの転用はないから重大な問題ではないと判断したようだ」との防衛省首脳のコメントが掲載されているが、右コメントに対する政府の見解如何。イラク戦争への転用がなかったため、実際は八十万ガロンの給油量を二十万ガロンとした誤りを公表しなくても問題はないと政府は考えているか。

九 シビリアンコントロールの定義如何。

十 八のコメントにあるように、イラクへの転用はないから給油量の誤差は重大な問題でないと判断し、誤差を隠蔽することを決めた海上幕僚監部の行動は、シビリアンコントロールの観点から問題であると政府は考えるか。

内閣衆質一六八第一四二号
平成十九年十月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出海上幕僚監部による海上自衛隊補給艦給油量の誤差隠蔽に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上幕僚監部に
よる海上自衛隊補給艦給油量の誤差隠蔽に
関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねに係る事実関係については、現在も調査中であること等から、すべてを確定的にお答えすることはできないものの、現時点では、防衛省として、おおむね次のとおり把握しているところである。

平成十五年二月二十五日、海上自衛隊補給艦ときわは、米補給艦ベコスに対して約八十万ガロンの給油を、米駆逐艦ボール・ハミルトンに対して約二十万ガロンの給油を行った。

平成十五年二月二十六日、当時の防衛庁海上幕僚監部防衛部運用課(以下「運用課」という。)等は、インド洋に派遣されている派遣海上支援部隊の指揮官から当該給油に係る報告を受領した。また、同日、海上幕僚監部装備部需品課(以下「需品課」という。)等は、当該部隊から当該給油に係る受領証の写しが添付された電子メールを受領した。運用課の担当者は、同日ころ、当該報告に記載された給油量をパソコンソフトを用いて作成された給油量の集計表に転記したが、その際、米補給艦ベコスへの給油量と米駆逐艦ボール・ハミルトンへの給油量とを取り違えて入力した。

平成十五年五月六日、イラクの自由作戦に従事したキティホーク空母戦闘群のマシユー・G・モフィット司令官が、海上自衛隊から米補給艦を経由して間接的に約八十万ガロンの燃料

補給を受けた旨を発言したとの報道がなされた。

平成十五年五月八日、当時の石川統合幕僚会議議長は、当該集計表に基づき、記者会見において、海上自衛隊から米補給艦に約二十万ガロンの補給を実施している旨を述べた。

平成十五年五月九日、海上幕僚監部防衛部防衛課長等は、需品課の担当者からの指摘により、前記の取り違いによる誤りに気付いたが、米補給艦ベコスが我が国から補給を受けた直後に米空母キティホークに補給したことに係る問題が当時沈黙化しつつあったこと等を考慮し、適切な報告を行わず、当該誤りに係る訂正の措置をとらなかつた。

一方、平成十五年五月八日、防衛庁防衛局防衛政策課の担当者は、米補給艦ベコスが我が国から補給を受けた直後に米空母キティホークに補給したことに係る問題に関する防衛庁としての応答要領を前記の当時の石川統合幕僚会議議長の記者会見の内容を踏まえて作成した。この結果、当時の福田内閣官房長官が同月九日の記者会見において、また当時の石破防衛庁長官が同月十五日の参議院外交防衛委員会において、それぞれ海上自衛隊補給艦から米補給艦への給油量は約二十万ガロンである旨の説明をするこ

ととなつた。

七について
現在、当時の海上幕僚監部及び防衛庁内部部局等に所属していた関係者について、事実関係の調査を行っているところであり、関係者に対する処分については、当該調査により認められ

た事実関係を踏まえ、厳正かつ適切に行うことを考えている。

八及び十について
平成十五年当時、一から六までについて述べた取り違いによる誤りが生じていたことについて、海上幕僚監部防衛部防衛課長等が気付いていたにもかかわらず、適切な報告を行わず、当該誤りに係る訂正の措置やその旨を公表するための措置をとらなかつたことは、防衛省や自衛隊の事務処理の在り方に対する信頼を損ねるとともに、文民統制に係る極めて重大な問題であると考えている。

九について

シビリアン・コントロールは、文民統制のことを指し、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものと考えている。

氣象業務法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年十月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

氣象業務法の一部を改正する法律

氣象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「及び火山現象を除く」を「にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)に限る」に改める。

第三条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「氣象の下に」を「地震動、火山現象を加え、同条第三号中「氣象」の下に」を「地震動及び火山現象を加え、同条第四号中「及び火山現象」を「地震動を除く」に改める。

第六条第二項第三号を削る。

第十三条第一項中「及び火山現象を除く。この章において以下」を「にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において」に改める。

第十五条第一項中「氣象の下に」を「地震」を加え、「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は都道府県を」を「警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会」に、「警戒の必要がなくなつた場合」を「地震動の警戒以外の警戒をした場合において、警戒の必要がなくなつたとき」に改め、同条第二項中「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁及び都道府県」を「警察庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社」に改め、同条第四項中「海上保安庁」を「国土交通省」に、「航海中及び入港中の船舶」を「航行中の航空機」に改め、同条第五項中「国土交通省」を「海上保安庁」に、「航行中の航空機」を「航海中及び入港中の船舶」に改める。

第十六条中「地震」の下に「(地震を除く)」を加える。

第十八条第一項第三号中「当該予報業務」を「地震動及び火山現象の予報以外の予報の業務」を行う

おうとする場合にあつては、当該予報業務に改め、同項に次の一号を加える。

四 地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十九条の二中「受けた者」の下に「(地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。)」を加える。

第二十条の二中「(一)」を「(一)を「(一)に改め、要員」の下に「又はその現象の予想の方法を加える。」

第二十三条中「気象」の下に「地震動、火山現象」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十五条中「左」を「次に」に改め、同条第二号中「及び火山現象」を削り、同条第三号中「もの外」を「もののほか」に改める。

第二十六条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「(一)」を「(一)のいずれか」に改める。

第三十七条中「正当の」を「正当な」に、「及び火山現象を除く」を「に」あつては、地震動に限る「に、「(一)」を「(一)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に地震動(発生した断層運動による地震動をいう。以下同じ。))又は火山現象の予報の業務を行っている者(次条

に規定する者を除く。))は、この法律の施行の日から起算して一月間(当該期間内にこれらの業務に係るこの法律による改正後の気象業務法(以下「新法」という。))第十七条第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該地震動又は火山現象の予報の業務を行うことができる。その者がその期間内にこれらの業務に係る同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き地震動又は火山現象の予報の業務を行う場合においては、その者を新法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新法第四十一条第一項及び第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法第十七条第一項の許可を受けている者であつて、地震動又は火山現象の予報の業務を行っているものは、この法律の施行の日から起算して一月間(当該期間内にこれらの業務に係る新法第十九条第一項の認可の申請について不認可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間は、新法第十九条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該地震動又は火山現象の予報の業務を行うことができる。その者がその期間内にこれらの業務に係る同項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可又は不

認可の処分があるまでの間も、同様とする。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号中「許可」を「許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可」に改め、同号四を同号五とし、同号三を同号四とし、同号二を同号三とし、同号一の次に次のように加える。

(一) 気象業務法第十九条第一項(変更認可)の予報業務の範囲の変更の認可(同法第十八条第一項第三号(許可)の基準)の予報の業務又は同項第四号の地震動若しくは火山現象の予報の業務を新たにを行うために受けるものに限る。	
認可件数	一件につき九万円

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第百十九号中「及び火山現象を除く」を「に」あつては、発生した断層運動による地震動に限る」に改める。

理 由

近年における気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実に対応し、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、気象庁に、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を義務付けることとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実に対応し、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、気象庁に、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を義務付けることとする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 気象庁による地震動及び火山現象の予報及び警報の実施

(一) 気象庁は、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。))及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及

び警報をしなければならないこと。

(二) 気象庁は、地象の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならないこと。

2 気象庁以外の者に対する地震動及び火山現象の予報の業務の許可

気象庁以外の者が地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこと。

3 気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限

気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないこと。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

地震及び噴火による被害の軽減を図るため、気象庁に、発生した断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を義務付けることとする等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年十月三十一日
国土交通委員長 竹本 直一
衆議院議長 河野 洋平殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。)

第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成十九年十月九日閣議決定)に基づき別紙のとおり行入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとされていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、

我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があることを認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

北朝鮮船舶のすべての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶)については、平成十八年十月十三日から平成二十年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
(内閣提出に関する報告書)

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日より北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成十九年十月九日、入港禁止の期間を平成二十年四月十三日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものとの認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年十一月二日

国土交通委員長 竹本 直一
衆議院議長 河野 洋平殿

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年十月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 製品事故等に関する措置」を

「第二章の二 特定保守製品等

第一節 特定保守製品の点検その他の保守に
第二節 特定保守製品の点検その他の保守の
第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提

第三章 製品事故等に関する措置

関する情報の提供等(第三十二条の二―第三十二
体制の整備(第三十二条の十八―第三十二条の二
供(第三十二条の二十一・第三十二条の二十二)

条の十七)に改める。

第一条中「とともに、」の下に「特定保守製品の適
切な保守を促進し、併せて」を加える。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項
とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「特定保守製品」とは、消費
生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる
劣化(以下「経年劣化」という。)により安全上支
障が生じ、一般消費者の生命又は身体に對して
特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認めら
れる製品であつて、使用状況等からみてその適
切な保守を促進することが適当なものとして政
令で定めるものをいう。

第十六条第二項中「第五十四条第一項第三号」を
「第五十四条第一項第三号から第五号まで」に改

め、「第三十一条第三項」の下に、「第三十二条の
二十一第二項」を加える。

第二十四条第二項第四号中「電磁的方法」の下に
「(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報
通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の
十二第二項において同じ。)」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 特定保守製品等

第一節 特定保守製品の点検その他の保
守に関する情報の提供等

(事業の届出)

第三十二条の二 特定保守製品の製造又は輸入の
事業を行う者(以下「特定製造事業者等」とい
う。)は、事業開始の日から三十日以内に、次の
事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 主務省令で定める特定保守製品の区分及び
主務省令で定める特定保守製品の型式の区分

三 当該特定保守製品を製造する工場又は事業
場の名称及び所在地(特定保守製品の輸入の
事業を行う者にあつては、当該特定保守製品

の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
2 第七条から第九条までの規定は、前項の規定
による届出をした者に準用する。

(点検期間等の設定)
第三十二条の三 特定製造事業者等は、その製造
又は輸入に係る特定保守製品について、主務省

令で定める基準に従つて、次の事項を定めなけ
ればならない。ただし、輸出入の特定保守製品
については、この限りでない。

一 標準的な使用条件の下で使用した場合に安
全上支障がなく使用することができる標準的
な期間として設計上設定される期間(次号及
び次条において「設計標準使用期間」という。)

二 設計標準使用期間の経過に伴い必要とな
る経年劣化による危害の発生を防止するた
めの点検(以下この節において単に「点検」と
いう。)を行うべき期間(以下「点検期間」とい
う。)

(製品への表示等)

第三十二条の四 特定製造事業者等は、その製造
又は輸入に係る特定保守製品を販売する時まで
に、主務省令で定めるところにより、当該特定
保守製品に次の事項を表示しなければならない
い。

一 特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所
二 製造年月
三 設計標準使用期間

四 点検期間の始期及び終期
五 点検その他の保守に関する問合せを受ける
ための連絡先

六 特定保守製品を特定するに足りる事項とし
て主務省令で定める事項

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係
る特定保守製品を販売するときは、主務省令で

定めるところにより、当該特定保守製品に次の
事項を記載した書面を添付しなければならない
い。

一 設計標準使用期間の算定の根拠
二 点検を行う事業所の配置その他の特定保守
製品の点検を実施する体制の整備に関する事
項

三 特定保守製品の点検の結果必要となると見
込まれる特定保守製品の整備に要する部品の
保有期間

四 その他特定保守製品の点検その他の保守に
関し主務省令で定める事項

3 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係
る特定保守製品を販売するときは、主務省令で
定めるところにより、当該特定保守製品に、当
該特定保守製品の所有者(所有者となるべき者
を含む。以下この節において同じ。)がその氏名
又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場
所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる
事項(以下「所有者情報」という。)を当該特定製
造事業者等に提供するための書面(以下「所有者
票」という。)を添付しなければならない。

4 所有者票には、第三十二条の九第一項各号の
事項その他主務省令で定める事項が記載されて
いなければならない。

5 前各項の規定は、特定製造事業者等が輸出入
の特定保守製品を販売する場合には、適用しな
い。

官 報 (号 外)

(引渡時の説明等)	第三十二条の五 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者(特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の八第三項において「取得者」という。)に対し、当該取引の相手方たる事業者(以下「特定保守製品取引事業者」という。)は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 一 特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守がなされる必要がある旨 二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十二第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨 三 その他特定保守製品の点検その他の保守に關し主務省令で定める事項 2 特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たつては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。 (勧告及び公表) 第三十二条の六 主務大臣は、特定保守製品取引	事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 (関連事業者の責務) 第三十二条の七 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の五第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。 (所有者情報の提供) 第三十二条の八 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供するものとする。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。 2 前項の所有者情報に変更が生じたときも、同項と同様とする。 3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わつて所有者票を送付する方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。	(所有者情報の利用目的等の公表) 第三十二条の九 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品(その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割(その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十一第二項において同じ。)があつた場合における相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人(次項において「承継人」という。)であるときは、その事業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。)に係る所有者情報を取得するに当たつては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。 一 所有者情報の利用の目的(以下「利用目的」という。) 二 所有者情報の提供を受けるための連絡先 2 特定製造事業者等が承継人である場合であつてその事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて所有者情報を取得したときは	は、当該特定製造事業者等は、速やかに、利用目的を公表しなければならない。 3 特定製造事業者等は、前二項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。 (利用目的の制限) 第三十二条の十 特定製造事業者等は、第三十二条の十二第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十五の規定による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない。 (所有者名簿等) 第三十二条の十一 特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿(以下「所有者名簿」という。)を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。 2 特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿(その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。)における当該所有者情報の記載又は記録を変更しなければならない。 3 特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情
------------------	---	--	--	---

報が記載され、又は記録された者(以下この項及び次条において「名簿記載者」という。)に係る特定保守製品の点検期間が経過するまでの間、当該名簿記載者に係る所有者情報を保管しなければならない。

(点検その他の保守に関する事項の通知)

第三十二条の十二 特定製造事業者等は、名簿記載者に対して、正当な理由がある場合を除き、当該名簿記載者に係る特定保守製品の点検期間の始期の到来前における主務省令で定める期間内に、書面をもつて、当該特定保守製品について、点検を行うことが必要である旨その他主務省令で定める事項(第四項において「点検通知事項」という。)の通知を発しなければならない。

2 特定製造事業者等は、前項の書面による通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、名簿記載者の承諾を得て、電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該特定製造事業者等は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の名簿記載者に対する通知は、所有者名簿に記載され、又は記録されたその者の住所に、その者が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

4 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に関し、名簿記載者に対して、点検通知事項のほか、特定保守製品の適切な保守に資する事項を通知するよう努めなければならない。

(所有者情報の管理)

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十二条の九第一項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意がある場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定保守製品の所有者等の責務)

第三十二条の十四 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品について、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

2 特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報

報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。

(点検実施義務)

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の二第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

(改善命令)

第三十二条の十六 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣による公表)

第三十二条の十七 主務大臣は、特定製造事業者等がその事業の全部を廃止したことその他の事情により特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、当該特定保守製品について、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

(特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第三十二条の十八 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の経年劣化による危害の発生を防止するための点検(以下この節において単に「点検」という。)その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備を促進するため、主務省令で、次の事項に関し、特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 点検を行う事業所の配置、点検の料金の設定及び公表その他の特定保守製品の点検の実効の確保に関する事項
- 二 特定保守製品の点検に必要な手引の作成及び管理に関する事項
- 三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有に関する事項
- 四 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の一般消費者に対する提供に関する事項
- 五 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し必要な事項
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定保守製品に係る技術水準、点検その他の保守の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動

に応じて必要な改定をするものとする。

(特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備)

第三十二条の十九 特定製造事業者等は、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十二条の二十 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の十八第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

る。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため必要があると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

(主務大臣による情報の収集等)

第三十二条の二十一 主務大臣は、特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品(以下この節において「特定保守製品等」という。)について、経年劣化に起因し、又は起因すると疑われる事故に関する情報を収集し、及び分析し、その結果として得られる劣化しやすい部品及び材料の種類に関する情報その他の特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。

(事業者の責務)

第三十二条の二十二 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売

(一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に對し適切に提供するように努めなければならない。

第三十四条第一項中「一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。」を削る。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「輸入又はを輸入若しくはに改め、「行う者」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加える。

第四十七条第一項中「第二条第二項及び第三項を「第二条第二項から第四項まで」に改める。

第五十四条第一項第三号中、「第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項、を並びに」に改め、「並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、同項に次の二

号を加える。

四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は

当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五 第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

第五十四条第二項中「同項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「により、同号」を「により、それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。

第五十八条第五号中「第三十七条」を「第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七条」に改める。

第五十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十一条第一号中「第九条」の下に「これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

製品の経年劣化による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報の提供、点検その他の保守の体制の整備等を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、製品の経年劣化による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報の提供、点検その他の保守の体制の整備等を確保するための措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的に、特定保守製品の適切な保守の促進を加えること。

2 消費生活用製品のうち、経年劣化により特に重大な危害が生じるおそれが多い製品であつて、その適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものを「特定保守製品」とすること。

3 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者(以下「特定製造事業者等」という。)は、事業開始の日から三十日以内に、事業の届出を行わなければならないこと。

4 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に、安全上支障がなく使用することができる標準的な期間及び点検を行うべき期間等を表示するとともに、当該特定保守製品の所有者がその氏名及び住所等の情報を提供するための書面等を添付しなければならないこと。

5 特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者は、特定保守製品の引渡しに際し、その取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならないこと。

6 特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報を提供するものとし、点検期間に点検を行う等その保守に努めること。

7 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、点検期間の到来を所有者に通知するとともに、所有者から点検期間中に点検の実施を求められたときは、

当該特定保守製品の点検を行わなければならないこと。

8 特定製造事業者等は、主務大臣が定める判断の基準に従い、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならないこと。

9 経年劣化により重大な危害が生じるおそれが多い消費生活用製品について、主務大臣は、経年劣化に関する情報を収集・分析し、その結果を公表するとともに、製造又は輸入の事業を行う者は、設計の工夫、表示の改善等を行い、一般消費者に対し、経年劣化による危害の防止に資する情報を適切に提供するように努めなければならないこと。

10 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、製品の経年劣化による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年十月三十一日

経済産業委員長 東 順治
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 特定保守製品の指定については、経年劣化事故の発生の実態を踏まえ、機動的な対応を図るとともに、本法施行前の既販品や特定保守製品以外の消費生活用製品についても、必要に応じた点検の実施や情報提供等、事故の未然防止のための事業者等の適確な取組みの推進に努めること。

二 本法に基づく経年劣化対策の実効性を確保するため、製造事業者等(製造・輸入業者)、取引事業者(販売事業者、工務店、ハウスメーカー等)、関連事業者(仲介業者、設置業者、修理業者等)及び消費者に対し、制度の周知徹底を図るために万全の措置を講じ、各関係者の責務の適切な履行の確保を図ること。

三 製造事業者等による点検の技術基準及び製品保守の体制整備に係る判断基準の策定に当たっては、製品安全の確保を第一義としつつ、循環型社会の推進に配慮し、消費者に過度の負担とならないよう留意すること。また、取引事業者については、所有者情報の収集に期待される役割の大きいことに鑑み、説明義務の確実な履行を期するとともに、所有者票の返送等の協力が確保されるよう関係部局が連携して取り組むこ

官 報 (号 外)

と。さらに、製品事故被害の拡大防止のため、個人情報保護に十分配慮しつつ、製造事業者等、取引事業者及び関連事業者がそれぞれ所有情報を適切に管理・活用するためのガイドラインを策定すること。なお、所有者情報等の円滑な把握等に資するため、ICタグの活用等IT化について検討すること。

四 製造事業者等が廃棄した場合を含め、点検の実施に万全を期するため、特定保守製品の点検を行う技術的能力を有する事業者について広く情報を収集・提供し、所有者の点検実施への注意喚起を図るとともに、点検に必要な人材の育成及び体制の整備を促進すること。

五 事故の未然防止に資するため、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、消防及び警察等との相互の情報連携を一層強化しつつ、製品事故に関する情報の収集及び提供の機能強化に努めること。特に高齢者及び単身世帯に対する情報提供に当たっては、情報の確実な浸透を図るため、きめ細かな対応がなされるよう配慮すること。

電気用品安全法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年十月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

電気用品安全法の一部を改正する法律

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

附則第六条を次のように改める。

(旧電気用品取締法の表示に係る特例)

第六条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号。以下「整理合理化法」という。)附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて第二条第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。)第二十五条第一項若しくは第二十六条の六第一項又は整理合理化法附則第四十九条の規定による表示は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

2 整理合理化法附則第四十七条第二項又は第五十条の規定の適用を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七条第一項の移行特定電気用品であつて第二条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示(整理合理化法附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。)は、

第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附則第七条及び第八条を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第七条及び第八条を削る改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の一部改正)

第二条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(検 討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の電気用品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

蓄電池による危険の発生を防止するため、蓄電池について基準適合義務を課すこと等により、そ

の製造、販売等を規制するとともに、旧電気用品取締法に基づく表示の付された電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気用品安全法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、蓄電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 電気用品の定義に「蓄電池」を追加し、蓄電池について国が定める技術基準への適合を義務付けること。

2 旧電気用品取締法に基づく技術基準への適合を示す表示を、電気用品安全法に基づく技術基準への適合を示す表示とみなし、電気用品安全法に基づく表示が付されていない旧電気用品取締法に適合した電気用品の販売を認めること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、蓄電池の安全性の確保を図るとともに、中古電気用品を含む安全な電気用品の流通を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十九年十月三十一日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

電気用品安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中古品を含めた電気用品の安全性を確保するため、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講じるべきである。

一 多発しているリチウムイオン電池の事故は、ものづくり立国の維持発展を目指す我が国の信頼を揺るがす事態であることに鑑み、再発防止を確保するため、設計、製造工程、使用形態等を視野に入れた安全基準の策定を図ること。

二 経過措置期間終了に伴う中古電気用品の流通に関する混乱を教訓とし、今後とも、中古電気用品市場の実態把握に努めつつ、旧電気用品取締法に適合した安全な電気用品の流通に支障が生じることのないよう関係者に周知徹底を図る

とともに、中古電気用品の安全性の確保に向けた取り組みの促進に努め、消費者の安全確保に万全を期すること。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成十九年十月九日閣議決定)に基づき、平成十九年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する

取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理 由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成十九年十月九日閣議決定)に基づき、平成十九年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課す

る措置及び同法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成十九年十一月二日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

身体障害者補助大法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年十一月二日

提出者

厚生労働委員長 茂木 敏充

身体障害者補助大法の一部を改正する法律身体障害者補助大法(平成十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第二十五条)」を「第八章 雑則(第二十五条・第二十六条)」に改める。
章 罰則(第二十七条)

第七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合」とあるのは、「身体障害者補助犬の使用により国等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と読み替えるものとする。

第八条中「航空機をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十条中「事業主」を「障害者雇用事業主以外の事業主」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第四十三条第一項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の同項の事業主が雇用する同項の労働者の数のうち最小の数を勘案して政令で定める数以上の同項の労働者を雇用している事業主(国等を除く)並びに当該事業主が同法第四十四条第一項の親事業主である場合の同項の子会社及び当該事業主が同法第四十五条第一項に規定する親事業主である場合の同項の關係会社(以下「障害者雇用事業主」という。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所に於いて身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障

が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第二十五条を第二十七条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(苦情の申出等)

第二十五条 身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者(事業所又は事務所にあっては当該事業所又は事務所の事業主とし、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては当該公共交通事業者等とする。以下同じ。)は、当該施設等の所在地(公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地)を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができ

る。

2 都道府県知事は、前項の苦情の申出があつたときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため

必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

(大都市等の特例)

第二十六条 前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))において、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。))の長が行う。この場合においては、前条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

附則第二条の前の見出しを削り、附則第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(経過措置)

第一条の二 第十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項」とする。

附則第四条中「前二条」を「前三条」に改める。

附則

この法律は、平成二十年四月一日から施行す

る。ただし、第七条第二項に後段を加える改正規定、第十条を改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定及び附則の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

理由

身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる円滑化を図るため、障害者雇用事業主とその事業所又は事務所に勤務する身体障害者の当該事業所又は事務所に於ける身体障害者補助犬の使用を受け入れることを義務付けるとともに、都道府県知事が施設等における身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情を処理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年十一月二日

提出者

厚生労働委員長 茂木 敏充

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(国民年金の特例等)

第十三条 永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この項及び第五項において同じ。)であつて、昭和二十一年十二月三十一日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であつて同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和三十

下「特定中国残留邦人等」という。は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間を含み、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。第四項において同じ。)に係る保険料を納付することができる。

3 国は、特定中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間(第一項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間を含む。)及び昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項各号に掲げる期間(政令で定める期間に限る。)並びに国民年金法による被保険者期間(第一項の規定により新被保険者期間とみなされた期間を含む。)を含み、政令で定める期間を除く。)に及び、政令で定める額の一時金を支給する。

4 国は、前項の一時金の支給に当たっては、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けるために納付する旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料に相当する額として政令で定める額を当該一時金から控除し、当該特定中国残留邦人等に代わつて当該保険料を納付するものとする。

5 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び前各項の規定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の下「特定中国残留邦人等」という。は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間を含み、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。第四項において同じ。)に係る保険料を納付することができる。

2 前項に規定する永住帰国した中国残留邦人等(六十歳以上の者に限る。)であつて昭和三十六年四月一日以後に初めて永住帰国したもの(以下「特定中国残留邦人等」という。は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間を含み、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。第四項において同じ。)に係る保険料を納付することができる。

5 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び前各項の規定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の下「特定中国残留邦人等」という。は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間を含み、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。第四項において同じ。)に係る保険料を納付することができる。

規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第十四条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第十八条 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者(特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、特定中

官 報 (号 外)

国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)その他政令で定める法令の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(譲渡等の禁止等)

第十五条 第十三条第三項の一時金及び支援給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 租税その他の公課は、第十三条第三項の一時金及び支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(情報の提供)

第十六条 社会保険庁長官は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第三項の一時金の支給及び同条第四項の保険料の納付に關して必要な情報の提供を行うものとする。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条を第十七条とする改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定(第十六条に係る部分に限る。)並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定 公布の日

二 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 第十三条の改正規定(同条第三項及び第五項に係る部分を除く。) 平成二十年三月一日
四 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定(第十四条に係る部分に限る。)並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定 平成二十年四月一日

(支援給付の実施に關する経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)による保護を受けている同号に掲げる規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に關する法律(以下「新法」という。)第十四条第一項に規定する特定

中国残留邦人等(新法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、新法第十四条第一項の支援給付を行うものとする。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定されている保護施設又は医療機関、介護機関その他厚生労働省令で定める機関(以下「医療機関等」という。)は、新法第十四条第四項(次条第二項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定された保護施設又は医療機関等とみなす。

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第四条 特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)があるものが附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者(以下「施行前死亡者の配偶者」という。)が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該施行前死亡者の配偶者(当該世

帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等又は新法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者がいる場合を除き、当該施行前死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援する給付(以下「支援給付」という。)を行うものとする。

ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。

2 新法第十四条第二項及び第四項から第八項まで並びに第十五条の規定は、支援給付について準用する。

3 前項において準用する新法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(訴訟上の救助により猶予された費用に關する特例等)

第五条 この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者(以下「原告」という。)が国の公務員は原告(原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあつては、当該中国残留邦人等)を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え(原告が敗訴した場合における上訴を含む。)を取り下げ、若しくは請求

の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解(訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。)をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。
2 租税その他の公課は、前項の規定により原告が受ける経済的利益を標準として、課することができない。
(地方自治法の一部改正)
第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の項の次に次のように加える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務

別表第一に次のように加える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)

附則第四条第二項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の七十七の項の次に次のように加える。

七十七の二 厚生労働省

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(日本年金機構法の一部改正)

第八条 日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第五十一条の次に次の一条を加える。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)
第五十一条の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。
(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の一条を加える。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)
第三十二条の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

理 由

永住帰国した中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、国民年金の特例等による満額の老齢基礎年金等及び一時金の支給、これを補完する支援給付の実施等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、国民年金保険料の追納等に係る一時金の支給に要する費用として約二百五十二億円及び支援給付の実施に要する費用として平成二十年度において約八十七億円の見込みである。

温泉法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年十月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

温泉法の一部を改正する法律

温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 温泉の保護(第三条―第十四条)」を「第二章 温泉の保護等(第三条―第十四条)」を「第三章 温泉の採取に伴う災害の防止(第十四条の二―第十四条の十)」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。
第一条中「その」を「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の」に改め、「図り、」の下に「もつて」を加え、「もつて」を削る。
「第二章 温泉の保護」を「第二章 温泉の保護等」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

第四条第三項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

第六条第二項中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

第七条第三項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(掘削のための施設等の変更)
第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防

止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

第八条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消の日から二年間は、その者が掘削を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第九条第一項第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第二号中「第四条第一項第三号又は第五号」を「第四条第一項第四号又は第六号」に改め、同項第四号中「第四条第三項の下に」を「第七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(緊急措置命令等)

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を

講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

第十一条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第二項中「又は動力の装置を削り、」者について「の下に」、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について「を加え、」及び第二号を「から第三号まで」に改め、「第七条第一項」の下に、「第七条の二第一項」を、「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「前条中」を「第九条の二中」掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中」に改め、「若しくは動力の装置」及び「し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第四条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「第三条第一項又は第十一条第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者 二 第九条の二(第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者 三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者 四 第十四条の二第二項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取を業として行つた者 第三十九条第四号を同条第七号とし、同条第三号中「登録」を「登録」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「違反した」を「違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の二号を加える。 三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者 四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者 第三十九条第一号中「第九条第二項」を「第八条	第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第二項」に改め、「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二条第一項」の下に「第十四条の八第三項、第十四条の九第二項」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第七条の二第二項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者 第四十一条第一号中「第八条第一項」の下に「第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の八第一項」を加える。 第四十三条第一号中「第二十一条第一項」を「第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による」に、「怠つた」を「せず、又は虚偽の届出をした」に改める。 第六章を第七章とする。 第三十四条第一項中「実施状況」の下に「可燃性天然ガスの発生の状況」を、「管理者に対し」の下に「温泉の採取の実施状況」を加え、「利用状況」を「又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況」に改める。 第三十五条第一項中「土地の掘削」の下に「若しくは温泉の採取」を、「利用状況」の下に「可燃性天然ガスの発生の状況」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(鉱山保安法との関係) 第三十五条の二 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項の鉱山(可燃性天然ガスの掘削が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。)における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条の規定に従つた鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「前項」と、「第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削」とあるのは「増掘」と、前条」とあるのは「前条」とする。	第三十五條の二 第一項中「第三項」を「第四項」に、第三十六條第一項中「第三章」を「第四章」に、「前条第一項」を「第三十五條第一項」に改める。 第五章を第六章とする。 第三十二條中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加える。 第三十三條第一項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二條第一項」の下に「第十四條の九第二項」を加え、同条第二項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二條第一項」の下に「第十四條の九」を加える。 第四章を第五章とする。 第十五條第四項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。 第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止 (温泉の採取の許可) 第十四條の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四條の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた

ときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならぬ。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替へるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者であ

る法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替へるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続)

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に

都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその承認を受けたとき。

二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

(確認を受けた者の地位の承継)

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(温泉の採取のための施設等の変更)

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造

若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(温泉の採取の事業の廃止の届出等)

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを

命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項(第十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)
第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を

行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

日
(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十一条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者(この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受け

た者を含む。次項において「許可掘削者等」という。)については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第七条の二(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 許可掘削者等に対する新法第九条(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行つていいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合におい

て、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法の目的に、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を追加すること。

2 温泉のゆう出を目的とする土地の掘削の許可及び当該許可の取消しの基準として、掘削のための施設等が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準に適合していることを追加すること。

3 都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の実施等を命ずることができることとする。

4 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬこととし、当該許可及び当該許可の取消しの基準は、採取のための施設等が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する基準に適合していることとする。ただし、採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が災害の防止のための措置を必要としないもの

とする基準を超えないことについて都道府県知事の確認を受けた場合には、許可を受けることを要しないこととする。

5 都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の実施等を命ずることができることとする。

6 報告徴収及び立入検査の対象となる事項として、可燃性天然ガスの発生の状況等を追加すること。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年十一月二日

環境委員長 小島 敏男

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

温泉法の一部を改正する法律案に対する附

帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 温泉の掘削及び採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、都道府県知事が行う採取等の許可に当たっては、より適正かつ厳格な条件を付与するよう検討するとともに、その違反に対しては厳正に対処するよう、各都道府県知事に対し助言を行うこと。また、都道府県知事が、採取事業の廃止等をした事業者に対し、可燃性天然ガスによる災害防止上必要な措置を適宜・適切に命ずるよう、助言を行うこと。

二 温泉の掘削及び採取等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、その地域の特性を活かした対策を都道府県知事が実施できるよう十分に配慮するとともに、温泉資源が国民共有のものであることにかんがみ、国民、有識者、関係民間団体等の意見等も十分に聴取し、それらを可能な限り反映させるよう努めること。

三 可燃性天然ガスによる災害防止措置を必要としない旨の都道府県知事の確認は、十分な科学的知見に基づいて行うものとともに、都道府県知事に対し、本法の施行に必要な限度において、可燃性天然ガスの発生状況、掘削等の実施状況等に関する報告徴収及び立入検査を温泉掘削事業者、温泉採取事業者等に対し適宜・適切に行うよう助言すること。

四 温泉に対する国民の信頼を確保しその利用の適正化を図るため、可燃性天然ガス対策に係る

情報を利用者に提供する取組の普及を図るとともに、地方公共団体及び温泉協会等とも連携しつつ、温泉に関する国民の正しい理解が得られるよう、関係情報の適正な公表に最大限努めること。

五 安全対策の着実な実施を図るため、温泉採取事業者による当該安全対策に係る設備の新設等に要する費用等に対し、必要な支援を行うことを検討すること。

六 近年、都市部等における大深度掘削泉の掘削等が増加していることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源及び周辺地盤への影響等に関する調査・研究等を推進すること。また、全国の未利用源泉についてその実態の把握に努めるとともに、その有効利用策について検討すること。

七 関係各省庁は、可燃性天然ガスに係る安全対策のみならず、硫化水素ガスによる中毒事故の再発防止等、温泉をめぐる諸問題に丸となつて迅速かつ的確に対応できるよう、必要な体制の構築等に万全を期すること。また、その際には、各都道府県等とも緊密な連携を図るよう努めること。

八 温泉において発生する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンが温室効果ガスであることにかんがみ、地球温暖化の防止及び資源の有効活用のため、温泉において発生する可燃性天然ガスの利用を促進すること。

九 温泉が我が国の優良な観光資源であることにかんがみ、国民等が安心して利用できるよう、安全対策及び風評被害対策に万全を期すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二三〇円